

# 官報

号外  
平成二年三月二十六日

## ○第百十八回参議院會議録第五号

平成二年三月二十六日(月曜日)

午後五時一分開議

### ○議事日程 第五号

平成二年三月二十六日

午後三時開議

#### 第一 国家公務員等の任命に関する件

#### ○本日の會議に付した案件

- 一、新議員の紹介
- 一、日程第一
- 一、平成元年度一般會計補正予算(第2号)外二
- 一、平成元年度特別會計補正予算(特第2号)
- 一、平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)
- 一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 一、平成元年度一般會計補正予算(第2号)外二
- 一、件両院協議会の協議委員の選挙
- 一、平成元年度一般會計補正予算(第2号)外二
- 一、件両院協議会参議院協議委員議長報告
- 一、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、厚生保険特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険

平成二年三月二十六日 参議院會議録第五号 新議員の紹介 国家公務員等の任命に関する件 議事日程追加の件 平成元年度一般會計補正予算(第2号)外二件

法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(土屋義彦君) これより會議を開きます。この際、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。

○議長(土屋義彦君) 星野明市君起立、拍手。

○議長(土屋義彦君) 議長は、本院規則第三十条により、星野明市君を農林水産委員に指名いたします。

○議長(土屋義彦君) 日程第一 国家公務員等の任命に関する件

内閣から、

人事官に石坂誠一君及び弥富啓之助君を、臨時脳死及び臓器移植調査委員会に井形昭弘君、宇野收君、梅原猛君、金平輝子君、木村榮作君、齋藤明君、永井道雄君、萩原太郎君、早石修君、原秀男君、平野龍一君、三浦知壽子君、森亘君、山岸章君及び山下眞臣君を、また、日本銀行行政政策委員会委員に両角良彦君を任命することについて、それぞれ本院の同意を求めてまいりました。

賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。次に、臨時脳死及び臓器移植調査委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、

平成元年度一般會計補正予算(第2号)外二

平成元年度特別會計補正予算(特第2号)

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長林田悠紀夫君。

審査報告書

平成元年度一般會計補正予算(第2号)

平成元年度特別會計補正予算(特第2号)

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

右は賛成少数により否決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

予算委員長 林田悠紀夫

参議院議長 土屋 義彦殿

(2) 給与改善費、(3) 厚生保険特別會計への繰入及び義務的経費の追加等合計で六兆六千五百八十一億八千三百萬円の追加を行い、他方、既定経費の節減等により、七千六百四億八千六百萬円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、最近までの収入実績等を勘案し、租税及印紙収入三兆二千七百七十億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金受入二兆三千三百六十三億二千九百萬元を計上するほか、その他収入三千四百四十三億六千八百萬円の増収を見込み、公債金については、「財政法」第四十一条第一項ただし書の規定に基づく公債の増発六千五百億

円を行うこととしているが、他方、「平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」の規定に基づく公債を六千五百億円の減額することとしている。

この結果、平成元年度一般會計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ五兆八千九百七十六億九千七百萬元増額され、六十六兆三千三百八十九億九千九百萬元となる。

平成元年度特別會計補正予算(特第2号)は、一般會計予算補正等に関連して、交付税及譲与

税配付金特別會計、厚生保険特別會計等十七特別會計について所要の補正を行うこととしている。

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)は、国民金融公庫、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫の三政府関係機関について所要の補正を行うこととしている。

右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づき、特に緊要となつたものであるが、補正要件を必ずしも具備していない費目もあり、適切な補正予算とは認め難いので、否決すべきものと議決した。

要領書

一、委員会の決定の理由

平成元年度一般會計補正予算(第2号)は、歳出において、(1) 災害復旧等事業費の追加

出において、(1) 災害復旧等事業費の追加

出において、(1) 災害復旧等事業費の追加

出において、(1) 災害復旧等事業費の追加

出において、(1) 災害復旧等事業費の追加

出において、(1) 災害復旧等事業費の追加

出において、(1) 災害復旧等事業費の追加

出において、(1) 災害復旧等事業費の追加

出において、(1) 災害復旧等事業費の追加

出において、(1) 災害復旧等事業費の追加

出において、(1) 災害復旧等事業費の追加

出において、(1) 災害復旧等事業費の追加

出において、(1) 災害復旧等事業費の追加

出において、(1) 災害復旧等事業費の追加

平成元年度一般会計補正予算(第2号)  
右は本院において可決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年三月二十二日  
衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)  
右は本院において可決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年三月二十二日  
衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)  
右は本院において可決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年三月二十二日  
衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

〔林田修紀夫君登壇、拍手〕

○林田修紀夫君 たいま議題となりました平成元年度補正予算三案の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

一般会計予算の補正は、歳出について、災害復旧等事業費、給与改善費、厚生年金等給付改定実施期日の繰り上げ等、予算作成後に生じた事由に基づき緊要となった事項について措置することとし、歳出の追加総額は六兆六千五百八十二億円となっております。

他方、既定経費の節減、予備費の減額によって七千六百五億円の修正減少を行っております。歳入につきましては、最近までの収入実績を勘案し、租税及び印紙収入三兆二千七百七十億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金二兆三千三百六十三億円の受け入れ等を計上し、公債金については建設公債六千五百億円の追加発行を行っております。

方、特別公債を同額減額することとしております。

本補正の結果、平成元年度補正後予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に五兆八千九百七十七億円を追加し、六十六兆三千百十九億円となっております。一般会計予算の補正に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計等十七特別会計予算と国民金融公庫等三公庫の政府関係機関予算について所要の補正が行われております。

補正予算三案は、二月二十八日国会に提出され、三月七日大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って、三月二十三日及び二十六日の二日間、海部内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、国政全般にわたり熱心な質疑が行われました。以下、質疑の若干につき、その要旨を簡単に申し上げます。

「政府は、ここ数年にわたり税収の過小見積もりを犯しており、財政運営上問題であるばかりか、本補正がまれに見る大型となった一因でもある。税収見積もりが狂う原因は何か。五十三年度に行った税収の年度所属区分改正をもとに戻すことは税収の適正見積もりに必要ではないか。この補正予算で芸術文化振興基金を始め、六つの基金をつくるのは異常であり、これら基金の対象事業は重要な政策課題であって、短時日の補正審議になじまないし、財政法第二十九条の緊要性から見ても疑問がある。また、基金の新設は政府の行政改革方針にも反するものではないか。厚生保険特別会計への繰り入れ一兆五千億円が計上されているが、年金勘定に繰り入れれず業務勘定に繰り入れようとしているのは筋違いではないか。これでは、厚生年金国庫負担の繰り延べ分は返済したことになるのではないかと、この質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに関係各大臣より、「税収の見積もり違いについてはおわびをする。過去の税収動向から手がたく見積もったことのほか、円高、株高、土地高に原油安、金利

安という三高二低の一時的な要因が税収増に寄与し、これらを見通すことが困難であった。今年度も経済活動の好調に支えられ、昨年末、政府経済見通しが上方修正されたことも影響しているが、今後は、情報の収集や推計方法の改善を行うなど適正な税収見積もりを行うべく努力したい。基金造成のための経費の計上は、内外の諸情勢の変化に対応するため、福祉、文化、農業等に緊要となったものである。これらの施策を毎年度予算に計上するか、特定年度に基金をつくって行うかは、諸般の条件を勘案して適切に行うこととした。また、基金は、新たな特別会計や組織をつくるものではなく、既存組織を使用して創設するもので、行政改革に反するものとは考えていない。来年度に老人保健拠出金の加入者按分率が一〇〇％に移行するので、被用者保険の拠出金負担増の緩和措置が緊急に必要となったが、一兆五千億円の財源を業務勘定で運用し、その運用益を充てることとした。これで厚生年金国庫負担の過去の繰り延べ分の返済見合い財源を確保したという意味合いで、一歩前進である。厚生省の立場は、厚生保険特別会計に繰り入れられた返済見合い財源を年金財政の運営に支障を来さないよう早期に返済をしてほしいと考えている。旨の答弁がありました。

質疑は、このほか総選挙後の国内の政治経済の諸問題、消費税、リクルート問題、対米経済摩擦等、国際的な諸課題など広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局したところ、矢田部委員から、日本社会党・護憲共同を代表して、平成元年度補正予算三案中、一般会計補正予算及び政府関係機関補正予算の修正案が提出されました。

次いで、補正予算三案並びに修正案の討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して稲村委員が修正案に賛成、政府提出の補正予算三案に反対、自由民主党を代表して石原委員が修正案に反対、補正予算三案に賛成、公明党・国民

正案に反対、補正予算三案に賛成、公明党・国民会議を代表して白浜委員が修正案並びに補正予算三案にいずれも反対、日本共産党を代表して吉岡委員が修正案並びに補正予算三案にいずれも反対、連合参議院を代表して池田委員が修正案に賛成、補正予算三案に反対、民社党・スポーツ・国民連合を代表して井上委員が修正案並びに補正予算三案にいずれも反対の旨、それぞれ意見が述べられました。

次いで、採決に入り、まず、日本社会党・護憲共同提出の修正案を採決いたしましたところ、賛成少数で否決されました。次に、政府提出の平成元年度補正予算三案を一括して採決いたしましたところ、いずれも賛成少数をもって否決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 三案に対し、討論の通告がございませう。発言を許します。村沢牧君。

〔村沢牧君登壇、拍手〕  
○村沢牧君 私、日本社会党・護憲共同を代表して、たいま議題となりました補正予算案に対して反対の討論を行います。

この補正予算案は、総選挙を前に提出されたものと全く同じ内容であり、今までになく大型になっており、自民党の総選挙目当てる事業費が大幅に盛り込まれていることは周知の事実であります。

総選挙の結果、自民党が過半数を占めることになったことは、従来を上回る金権選挙、企業ぐるみの選挙が行われたこと、そして重要な選挙争点であった消費税について、自民党首脳が再見直しを公言したり、廃止や凍結を公約した自民党候補者もいたりして、消費税反対の逆風を醸成し、巧みに逃げたことなどが指摘できますが、それと同時に、選挙目当てる本年度補正予算案、来年度の予算案が票集めのために寄与したことは明らかであります。

二

衆議院では自民党が安定勢力を確保したといつても、参議院では与野党が逆転していることには変わりないのであります。衆議院と参議院とのいわゆるねじれ現象は、自民党にとっては不都合な事態かもしれませんが、二院制をとっている我が国憲法の原理からすれば、その目的になつた極めて正常な歓迎すべき状態と言へるのであります。

こうした国会の現状の中で、政府が真に対話と協調を重視しようとするのであれば、総選挙で多数を制するに至ったからといってそれにおおらば、消費税問題やゆがんだ予算編成について十二分に反省をし、予算案組み替えに対する我が党の主張を真剣に受けとめ、選挙前の予算案を抜本的に見直して提案すべきであつたと言わなければなりません。

ところが、我が党の主張に耳をかさないのみならず、自民党の党利党略によって補正予算案の審議を混乱、空転に陥れ、海部総理はこの間何らのリーダーシップも発揮し得ず、議会制民主主義を踏みじったことは許しがたいことであります。補正予算案とその関連法案の一括処理を押しつけ、衆参両院の予算委員会で決定された審議日程を強引に中断させ、公務員給与の分割支給、災害復旧のおくれなどを求めた政府・自民党の政治的社会的責任は極めて重大であります。

また、海部総理は政治改革を唱えています。第二次海部内閣で総理を初め七人の閣僚がリクルート社から政治献金の提供を受けており、さらに本院予算委員会でも我が党議員の追及によって新たに深谷郵政大臣がリクルート社から多額の政治献金を受けていることが判明いたしました。総理、クリーンな政治の看板はどこへ行つてしまつたんですか。

総理や自民党は総選挙によるみそぎ論や洗礼論で切り抜けようとしています。これこそ国民の声を踏みにじり、国民感情を逆なでするものであり、リクルート事件の政治的けじめがつかないなど

とまじめに考えている国民は一人もいないことを強く申し上げておきます。

次に、補正予算案に反対する理由を具体的に申し上げます。

まず第一に、政府は、近年、税収見積もりを当初予算編成時に意図的とも言われるほど低く見込んで、シーリングと称する予算編成を行いながら、補正予算で政府・自民党にとって都合のよい政策経費を大幅に繰り込んだ政治的な予算を計上していることとあります。

特に、提案されている補正予算案は、税収の増加を財源にして、さきに指摘したように総選挙目当ての大型予算であります。その中身は、昨年の参議院選挙での自民党離れをターゲットにした人気取り事業や消費税隠しの手当て、また補正でなくして本予算に計上すべきものが数多く含まれており、こうした経費が今なぜ補正予算で緊急対策や特別対策として必要なのか。政府の説明では理解できないばかりか、一体どれだけ年度内に有効に使われるか極めて疑わしく、このようなそそくな手段とその経費を絶対に認めることはできません。

反対理由の第二は、本補正予算案には財政法第二十九条に違反していると思われる経費が数多く含まれていることとあります。

財政法第二十九条は、「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出」と補正予算の編成要件を規定しているにもかかわらず、海部総理のお声がかりと言われる芸術文化振興基金などを初め多くの基金の設立が予定をされているほか、各種機関、特殊法人への出資金が多数計上され、しかもこれらの多くが、政府がその発行を極力抑制したいと主張している建設国債を増発してまで行うとしていることは、従来の方針と矛盾するばかりか、反行革的行為でもありません。また、予算案には、我が党が修正案で指摘したように、新年度当初予算で対処すべき政策経費が多

く含まれています。

このように本補正予算案の内容は、緊急性に欠け、財政法第二十九条の趣旨に違反するものが多くあり、まさに財政系乱そのものであり、到底容認できるものではありません。

反対理由の第三は、相変わらず大幅な税収の見込み違いを犯し、本補正予算案でも多額の自然増収を計上し、しかも国民の反対する消費税をそのまま存続させていることとあります。

税収等は、一昨年は五兆六千億円強、昨年度は五兆七千億円強も当初見積もりを決算が大きく上回っているのではありません。さらに一昨年度、そして昨年度は当初の段階では予定をされなかった一兆八千億、二兆円程度の減税がそれぞれ行われているために、当初見積もりを上回る超過額は実質七兆数千億円にも上ることになります。本年度も補正予算案で三兆二千七百七十億円の増額補正が行われており、さらに二兆円程度ふえるのではないかとさへ言われております。このように毎年の税収過小見積もりは意図的と言われても仕方のない事態であり、ずさんきわまりないと断ざるを得ません。

また、本補正予算案において増額補正を行おうとする三兆円余は、消費税導入の当初見込み額に相当し、このような自然増収があれば消費税の導入は不要であつたし、本院では昨年の第百十六国会で消費税廃止法案が可決をされておき、この時点で消費税は凍結されるべきであつたにもかかわらず、そのまま存続させていることは国民の意思をじゅうりんするものであります。我が党は、本特別国会で速やかに消費税を廃止することを強く求めるものであります。

第四に、ブルトニウム海上輸送に伴い、航空機購入と大型巡視船建造の国庫債務負担行為が追加されていますが、我が党がかねてから指摘をしてきているように、ブルトニウムの海上輸送には大きな問題点があります。武装した航空機や巡視船を海外に派遣するようなことは絶対に反対であります。

以上、補正予算案に対する反対の理由を述べましたが、予算は政府の顔であります。この予算案を通じて見る限り、海部内閣の顔は大きくゆがんでいます。

すなわち、消費税を導入しながら当初では抑制型の予算を編成し、防衛費を突出させる反面、国民生活を圧迫し、政権に都合のよい経費を補正予算で措置をするという、財政法の精神及び財政の節度を踏みにじつたゆがんだ予算を絶対承認できないことを重ねて強調し、本院議員各位の多数の御賛同をいたしまして、本補正予算案は否決されることを期待いたしまして、私の補正予算案に対する反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて討論は終局をいたしました。

○議長(土屋義彦君) これより三案を一括して採決をいたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(土屋義彦君) 少数と認めます。

よって、三案は否決されました。(拍手)

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、租税特別措置法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。橋本大臣。

「国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手」

○国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、租税特別措置について、当面の政策的要請に対応するとの観点から、土地対策、住宅対策、輸入促進策等早急に実施すべき措置を講ずるほか、租税特別措置の整理合理化等を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、土地規制につきましては、超短期所有土地等に係る譲渡益重課制度等の適用期限を延長するほか、土地譲渡益重課制度の対象となる土地を事業用資産の買いかえ特例の適用対象資産から除外する等の措置を講ずることとしたしております。

第二に、住宅取得促進税制につきましては、国民の持ち家取得を一層促進する見地から、税額控除期間を六年間に拡充する等の措置を講ずるとともに、その適用期限を二年延長することとしたしております。

第三に、総合的な輸入促進策の一環として、製品輸入促進税制を創設することとしたしております。

第四に、企業関係の租税特別措置等につきましては、平成二年度におきましても、政策目的と政策効果との観点から、既存の租税特別措置の整理合理化を図る等必要な改正を行うこととしたしております。

その他、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税、中小企業の貸倒引当金の特例、住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例等適用期限の到来する特別措置について、その適用期限を延長する等の措置を講ずることとしたしております。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。

す。前畑幸子君。

〔前畑幸子君登壇、拍手〕

○前畑幸子君 私、日本社会党・護憲共同を代表しまして、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に対し質問をいたします。

まず最初に、橋本大臣の訪米について伺います。

ブレイディ米財務長官との会談の主要テーマは、為替問題と日米構造協議の焦点である公共投資の拡大問題であったと報道されています。田安問題については、米通貨当局が市場介入に積極姿勢を示す期待は望み得ないと考えられるのですが、どのように評価されていますか。また、公共投資拡大の目標を最終報告で示すこととしたとの報道がありますが、GNP一〇%というアメリカの要求をどのようにクリアしようとしていられるか、お尋ねいたします。

税制をめぐる昨今の状況を見ると、税制に対する国民の関心が非常に高まっているというのが大きなき特徴であると思われまします。税制に関心が持たれるということは歓迎すべきことであります。民主主義の発展を意味するとも言えます。しかし、現状は、公約に反して政府・自民党によって強行実施されるに至った消費税という大型間接税の導入を契機としていることを考えますと、評価できる状況ではありません。

こうした現状のもと、ここでもう一度税制を原点に立ち返って検討する必要があるのではないかと考えます。まず、税制がどうあるべきかを考えるときの基本視点、税負担を求めるに際して最も根本的な考え方についてお尋ねいたします。

申すまでもなく、税負担というものは経済主体に求められるべきであります。我が国のように、利潤追求を目的とした企業が経済を動かす主体となり、重きをなしている社会では、当然そこに主たる税負担を追求していかねばならないと思っております。経済活動に見合った税負担を求めること

は、大企業いじめと非難されるのではなく、税制上の原則であります。総理の御見解を承ります。次に、行財政改革の美名のもと、自助努力や受益者負担が強調され続け、税制として財政の基本的な機能である所得再分配機能が崩壊にされてきております。

政府税制調査会は、消費税の導入について、消費すなわち生活の規模に応じて負担を広く薄く求めることにより、従前の税制が抱えていたさまざまなゆがみやひずみを是正し、負担の公平を確保し、さらに本格的な高齢化社会の進展や経済社会の国際化に対応しようとするものであると大要論らしげに説明しておられます。

しかし、生活の規模に応じた税負担といっても、消費税が生活の規模に対応して累進的に負担を求める税でないことは明らかであり、消費に対して一律に広く薄く課税することが公平を確保することになるとは考えられません。税の所得再分配機能を弱めることが高齢化社会の進展や経済社会の国際化への対応につながるかどうか、どう思われませんが、総理はどうお考えでしょうか。

次に、租税特別措置法の趣旨、目的についてお伺いいたします。

昭和六十一年の税制調査会の「税制の抜本的見直しについての答申」を拝見しました。それによりますと、「租税特別措置は、特定の政策目的を実現するため税負担の公平その他の税制の基本原則をある程度犠牲にして講じられているものである」と定義されております。それならば、租税特別措置法の中に、政策目的を達したらできる限り早く廃止しますと、趣旨、目的を明らかにされたらいかがでしょうか。

租税特別措置法についてどのようにお考えか、趣旨規定をきちとうたって国民の納得を得るおつもりはないか、お伺いします。

また、その租税特別措置の目的による効果測定はどのようなようになっておりますでしょうか。その減取額試算は毎年国会に提出されておりますが、平

成元年分で申し上げますと九千六百九十億円となっておりますが、交際費課税の特例がプラスされておりますので、減取額自体は総計一兆八千億円になります。政策目的として税の公平を害してまで行っています以上、これの追跡調査を行って、見積もりだけをするのではなく、この決算額の実績をきちっと公表すべきだと思います。国民の理解を得た上で、政策目的のためにやむを得ないと国民の合意を得たならば、この政策効果を実績をもって示すことが大変な必要かと考えます。次に、議題となっております法案の内容について質問いたします。

まず、土地・住宅税制について、その基本的あり方について伺います。

地価高騰の全国への波及、それに伴って住宅取得難、そういうことから本法律案でも土地税制、住宅税制の改正が大きな項目として提案されております。しかし、その内容は基本的には従来の対策の継続であって、一見して有効な画期的な対策の印象を得ることはできません。後手後手に回っている対策ではなく、問題を前向きに、今日の地価高騰の原因をいかに抑えるかにあるのではないのでしょうか。

政府は日米構造協議の中でもかなり踏み込んだ土地政策を明らかにする考えを持っていてと報道されております。総理も施政方針演説の中で、地価の高騰は社会的公正感を揺るがせ、国民の住宅確保の夢を奪っている、土地基本法の成立を踏まえ、総合的な土地・住宅対策を強力に展開していく、土地税制は総合的に見直し、平成二年度中に成案を得ていくと述べられておりますが、これについての考え方、具体的な方針をお聞かせください。

次に、相続税についてお伺いいたします。地価高騰によって庶民の生存権的財産であるわずかばかりの居住用財産に対する固定資産税が急増し、また、被相続人が苦勞して取得したマイ

ホームすらが相続税の急増によって相続人が継承できないという事態が起こっており、これは、現行税法が固定資産税、相続税等について画一的な課税のあり方を決めていたためにあらわれているものです。応能負担原則からいえば、固定資産の所有の実態、相続の実態を類型化して、それぞれ各類型にふさわしい課税の仕組みを規定すべきだと考えます。

毎年、相続税の路線価が発表されます。ことし一月十九日、平成二年分の発表がありました。引き上げ率は前年対平均二・八・七％と上がり、八〇％を超えているところもあります。数年前まではよほどの大金持ちでない限り相続税などという心配はありませんでした。昭和六十三年には相続税の課税最低限がやと倍に上がりましたが、評価額のアップに追いつける数字ではありませんでした。

ところで、農地等の生前一括贈与については納税猶予というものが相続特別措置法の中にあります。高齢化社会対策をお考えになられているならば、一生をともにし、お互いの努力によって築いた居住用財産については、一方の死亡による相続をもう一方の配偶者の死亡まで納税猶予という相続特別措置の法案の提言をしたいと思っております。

また、住宅取得促進税制の拡充は結構なことですが、持ち家世帯に配慮するだけで借家住まいの世帯に対する優遇措置を放置するならば、かえって格差の拡大を助長することになりはしないかと危惧いたします。持ち家志向が宅地の高値を手助けする結果になったという側面を十分考慮されて、家賃控除や住宅手当の非課税措置なども取り上げていただければいかかと提案いたします。大臣のお考えをお聞かせください。

次は、輸入促進税制についてお尋ねいたします。この税制は日米間を中心とした貿易摩擦の緩和を目的にしていると思われませんが、この特別措置

で果たして貿易摩擦を解消しないしは緩和できるとは到底考えられません。むしろ、また税制をゆがめるだけに終わるのではないかと心配をいたしました。貿易摩擦は、税制を考慮するようなところではなく、経済社会のより根本的なところから起こっていることを考えていただきたいと思います。

そこでお尋ねいたしますが、初年度六百五十億円、平年度八百七十億円の減税が見積もられておりますところの製品輸入促進税制によってどれほどの対象品の輸入がふえると考えられるのか、お聞きしたいと思います。減税額が出ていますので、具体的な数字で明らかにして説明をいただきたいと思っております。

最後に、企業関係の特別措置についてお尋ねいたします。昨年末の政府税制調査会の「平成二年度の税制改正に関する答申」でも、相続特別措置等の整理合理化が取り上げられているにもかかわらず、今回もまた企業関係の特別措置での廃止は四つにすぎません。そして、新たに輸入促進税制等が設けられることにより、八十二項目の特別措置が現存するわけでございます。どうしてもこれらの特別措置が必要不可欠であるというのであれば、当然その効果もたらすものの検討がされていると思っております。その点を御説明いただきたいと思います。

以上、本法案に関係する主要な点について質問いたしました。最後に政府の明快な御答弁を求めて、私の質問を終わらせていただきます。

（拍手）  
〔国務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕  
○国務大臣（海部俊樹君） 前畑議員にお答えをいたします。

の理念を十分に果たすことは困難な点もございます。したがって、所得、資産、消費に対する課税を適切に組み合わせ、全体としてバランスのとれた税体系とすることが肝要であると私は考えております。

消費税は所得再分配の機能を弱めるのではないかと、こういう御指摘であります。税の所得再分配機能を一つの税目のみを取り上げて判断すべき問題ではないのか。所得税を含めた税制の全体、さらには社会保障制度など歳出面を含めた財政全体で判断すべき性格のものであると私は考えております。

他方で大幅な所得減税や真に手を差し伸べるべき方々に対する各種の配慮もあわせ行ってきたところでございますので、消費税というものは、社会共通の費用を広く、薄く、公平に分ち合う仕組みを創設することにより、高齢化社会に備えた安定的な収入構造の構築を図るものであり、また国際的にも批判を受けてきた従来の個別の間接税制度を改めるものでもありませんので、どうか全体をごらんいただいで、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

土地基本法の問題につきましては、昨年末の土地基本法の制定を踏まえて、今後は、この法律に示された土地についての基本理念や土地対策の展開方法を基に基づきまして、需給両面にわたる各般の施策を推進してまいります。「今後の土地対策の重点実施方針」に従い、大都市地域における住宅宅地供給の促進や土地税制の総合的な見直しなどについて、特に重点的にその実施を図ってまいります。

また、去る二十三日に開催した土地対策関係閣僚会議において、監視区域等の的確な運用などの緊急対策と抜本的な対策の取りまとめを指示したところであります。

きるよう、首都圏などでこの十年間に百万戸を目標に、具体的には広域的な住宅宅地供給方針の策定、低・未利用地の有効・高度利用の促進などの施策を総合的に推進してまいります。

家賃控除制度についてもお触れになりましたが、家賃は食費や被服費と同様、典型的な生計費であることから、家賃だけを取り出して特別の控除を設けることには基本的な問題があると考えますが、我が国の住環境の現状を踏まえた社会政策的な配慮から、借家住まいの方々のために消費税の見直し案では家賃を非課税とすることにいたしました。

また、住宅手当を非課税とすることにつきましては、いわゆる住宅手当は、扶養手当等と同様に、生活上の支出等を考慮して支給される給与そのものでありますので、税制上非課税とすることは適当ではないと考えております。

残余の質問につきましては関係大臣から答弁をいたさせていただきます。

（拍手）  
〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕  
○国務大臣（橋本龍太郎君） 前畑議員にお答えを申し上げます。

平成二年三月二十六日 参議院会議録第五号 租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

れども、実はアメリカ財務長官は、こしばらくの間、G7各国の大蔵大臣と次々に会談を続けておられます。そして、それぞれの場合に、その内容には相当深刻な問題も含めておられたようでありませぬけれども、共同声明の発出という状態にはなりませぬ。今共同声明が出されませんでしたという事実をお考えいただきますときに、現在の為替相場につきまして日米ともに積極的に協議していく、また対処していくという姿勢が確認されたものと私は受けとめております。

また、公共投資の問題についてお触れをいたしたわけですが、実は今申し上げました二つのテーマに非常に時間をとりまして、実際一時間会談を延ばす結果になりましたが、その中で構造協議の問題というものは、双方が原則を述べ合うという形で時間的にも終始をいたしました。特別に突っ込んで議論をしたという状況にはございませぬ。

ただ、よく数字的な目標が議論になるわけでありませぬが、毎年度の予算編成の進行過程あるいは進行管理というものを進めようとする数字が出た場合には、インフレでありませぬとか景気過熱というものを回避するために弾力的かつ機動的な経済運営を行う点からいいますと、非常に問題を生じることになります。しかし、日本自身、私どもの足元を眺めてみますと、社会資本整備の必要性というものは我が国自身の問題として十分今後努力をしていかなければならない問題でございませぬ。

これらの問題につきましては、なお私ども精力的に両国間で話し合いをし、相互の立場を理解した上でよりよい結論が出るために努力をしたいと思います。そのように考えております。

次に、租税特別措置法につきまして何点かの御指摘をいただいたわけですが、租税特別措置は住宅・土地対策あるいは福祉対策、中小企業対策、エネルギー対策といった国民生活や企業活動に関連する各種の政策目的を達成するために講

じられたものでありますから、個々の措置につきましては必要に応じて適用期間を定め、社会経済情勢の変化に即応して所要の見直しを行っているところであります。

また、租税特別措置による減収額につきまして、従来から国会の御審議の参考に資するため、租税特別措置による減収額試算として、減収規模の概算をお示ししてまいりました。その試算に当たりましては、最新時点までの課税資料や関連統計などを幅広く活用して、一定の仮定は置いておりますが、できるだけ実態に即したものであるように努めてまいりましたところでありませぬ。

租税特別措置により減収額の実績値というお話でありませぬが、従来から国税庁の会社課税調査結果報告などによりまして実績の判明いたしましたものにつきましては、法人企業の租税特別措置に関する調べとして国会に提出させていただきますところでありませぬ。この考え方を今後ともきちんと守ってまいります。

また、総理が先ほど御答弁になりました土地税制につきまして多少補足をさせていただきます。私どもは、この四月にも税制調査会において小委員会を設けて本格的な土地税制についての御検討をいただくように思っております。そのときに、私どもからその小委員会にお考えをいただきたい基本的な考え方の二点についてぜひ御理解を賜りたいと思っております。

一点は、土地の価格高騰というもののために、国民の中に持てる者と持たざる者との不満というものがあるに拡大してまいりました。そして、その資産格差というものに着目しての課税の公平を求める声が大変強くなってまいりました。一点はこの点に考慮をいたしましたかなければなりません。しかしもう一点は、そんな難しい話より、とにかく一生懸命まじめに働けば大都市でも住宅が、自分の家が持てるということにするためには、土地政策全体の中で税制はどういう役割を果たせば

その希望がかなえられるのか、そういう視点からの御検討をぜひお願いしたいと考えております。

平成二年度中にそのお答えをいただき、我々としてはその後の対応をしたいと思いますと思っております。

また、居住資産につきまして先ほど御指摘がございました。特に、配偶者の生活の安定に一層の配慮の観点から御指摘をいただいたところであります。先般の税制改革におきまして、相続税におきましては、相続税の約四〇％に当たる七千億円に上る大幅な減税を行ったわけでありませぬ。殊に、御指摘のように、配偶者の生活安定への一層の配慮の観点から、遺産額のうち配偶者の法定相続分までを非課税とすると同時に、最低保障額を八千万円に引き上げたほかに、近年の地価高騰に配慮をし、小規模な居住用住宅地につきましては通常の評価額から減額する割合を三〇％から五〇％へという引き上げも行い、居住の安定への配慮を行ってまいりました。

私どももいたしましては、議員のせつかくの御指摘でありますけれども、相続税の課税上、十分配慮しているということをお理解いただきたいと思いますのであります。

また、企業関係の租税特別措置につきましての御指摘がございましたが、中小企業対策にいたしましては、技術の振興、エネルギーあるいは地球環境対策、地域振興策、住宅政策など、いずれも我が国にとって重要な政策課題であります。企業関係租税特別措置は、これらの政策目的を達成するための一つの手段として重要な役割を果たしております。

なお、企業関係租税特別措置は、従来から社会経済情勢の変化に即応しながら不審の見直しを行ってまいりました。今後とも実情に即した見直しを続けてまいりたい、そのように考えております。(拍手)

〔国務大臣武藤嘉文君登壇、拍手〕

○国務大臣(武藤嘉文君) 私への質問は、製品輸入促進税制の実施によりましてどれだけ対象品の輸入がふえるかと、こういうこととございませぬが、製品輸入促進税制を含めまして、今般私どもは、機械類を中心とした工業製品の関税率の引き下げ、また輸入拡大予算の大幅な拡充など総合的な輸入拡大策を講じようとしたしております。これの具体的な効果につきましては、いろいろの経済情勢もございませぬ、また相手の輸出側の輸出努力にも負うところが多いわけでありませぬ、いずれにいたしても相当の効果が上がるものと期待をいたしておるわけとございませぬ。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 峯山昭範君。

〔峯山昭範君登壇、拍手〕

○峯山昭範君 私、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となっております租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに当面する税制の重要課題について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

まず最初に、消費税についてお伺いします。昨年の税制国会において我が党を含む野党四会派が提案した消費税廃止関連九法が本院で可決された歴史的事実、そしてその審議途中でようやく明らかになった自民党の消費税見直し案なるものは、逆に税制を複雑かつあいまいなものとし、中小零細企業の納税事務負担を増大させるものであり、逆進性を解消するにはほど遠いものであるだけでなく、税の国庫不納付分の解決には全く手がつけられていないなど、消費税の基本的、構造的な欠陥を取り除くには消費税を廃止する以外に道はないことが審議を重ねるに従って明らかになりました。消費税は今日の最大の政治課題であります。これは昨年の参議院選挙に引き続き、さきの衆議院選挙と相次ぎ二度の国政選挙の最大の争点となるということからも明らかであります。この消費税につ

いは政府から見直し案が提出されており、また近く野党も消費税廃止法案を提出する予定であります。衆参両院の選挙の争点になった重要議題について、国会は徹底審議を行わなければなりません。衆議院では自民党が多数を占め、参議院では逆転している現在の政治状況では、見直し案も廃止案も成立する可能性はないのであります。総理はこのような状況をどのように考えているのか、初めにお伺いしたい。

今日の政治の混乱をもたらした原因は、大多数の国民が反対する消費税を強引に導入したことによるものであります。いわばポタンのかけ違ひによるものであることは明らかであります。混乱を取捨するには、もはや消費税は廃止し、再改革を行う以外にないと考えるものであります。総理は消費税問題の解決にどう取り組んでいくのか、お伺いしたいのであります。

また、政府の見直し案では、増減税差し引き平年度で八千五百二十億円の減収となること、明らかになされております。他方、消費税の税収は既存の間接税廃止等を差し引いたネットの一般会計分は二兆円足らずであり、これから見直しによる減収分を差し引くとわずか一兆円程度ということになります。この税収をもって迫りくる高齢化社会に対応できるでしょうか。わずか一兆円の税収のために、年金生活者や母子家庭を初め一般家庭が何ゆえに負担の逆進性に苦しみ、日常生活の不便にあえぎ、税への不信感を高めなければならぬのでしょうか。このような消費税をもって高齢化社会に対応しようとする限り、今後税率を現在の三割から二倍にも三倍にも引き上げざるを得ないのは明らかであります。

二十一世紀を展望した税制改革を進めるためには、まず消費税を廃止し、高齢化社会での社会保障政策のビジョンを明確にした上で、国民の合意を得て税制の再改革を進める以外にないと思っておりますが、総理、大蔵大臣、そして厚生大臣の所信をお尋ねしたいのであります。

さて、租税特別措置は、言うまでもなく、税のあり方を定めたそれぞれの法律についての税負担の公平という最も重要な側面を犠牲にしつつ、そのときどきの経済社会情勢に即応した政策を時宜適切に織り込むべき特例法であります。それだけに、制度のあり方については常時その政策効果を見きわめ、行き過ぎたものはないか、政策目的を終えてなお存在しているものはないかの見直しが必要であります。このため、毎年度その改正案が提案されているのであります。私は改正案提出のあり方に大きな疑問を持っており、それは、関税率法等改正案などと同様に、いわゆる日切れ法案扱いとされ、何があっても年度末までに成立させなければならぬとの立場に追い込んで、国会での審議権を大きく制約していることとあります。もちろん、国民生活関連あるいは中小企業関連の特別措置のうち、なお特例が引き続き必要であるものについて、これが期限切れとなるため政策上の継続性を持たせる意味からも日切れ扱いとして処理しなければならぬものがあることは十分に理解できます。しかし、このような種類のものではなく、税負担公平の見地から廃止すべきもの、あるいは大幅に整理縮小すべきものが数多く存在していることを我が党はかねてから主張してまいりました。

ところが、このようなものでも国民生活や中小企業経営に直接関係あるものとひっくりかえりて日切れ扱いとなり、十分な審議を行ないまま成立の運びとなるのが例年のパターンではありませぬか。そして今回もまた同様であり、さらに修正予算の審議日程が自民党のいわゆる一括方式の提案によっておくれ、その結果、重要法案として位置づけられるべき本案の審議時間が大幅に割愛される状況に立ち至っております。まことに遺憾であります。このため、国家公務員給与の分割支給というかつて例を見ない事態を引き起こすことと、日切れ法案の審議時間を圧縮させたのであります。

公平の原則を犠牲にして定められている租税特別措置法改正に当たって、このような状況が許されるものかどうか、総理並びに大蔵大臣に納得のいく説明を求めたいのであります。そこで、私は、租税特別措置法改正に当たって、かかる時間的制約を回避するため、国会提出の時期を大幅に早めることを提案したいと思っておりますが、大蔵大臣の責任ある答弁を求めます。次いで、法案の内容にもかかる土地・住宅政策についてお伺いします。

国土庁は平成二年の地価公示価格を公表しました。それによると、大阪圏の住宅地にあつては対前年度比五六多という上昇率を示したのを初め、地価高騰の波が全国へ波及している実態が如実にあらわれております。今回の公示価格公表を受けて、地価監視区域の指定が後手に回らないようになるとともに、規制区域の指定、土地関連融資規制など指定と指導を強化したいと総理は述べたと伝えられておりますが、国土計画法の改正の用意も含め、総理の所信をお伺いしたい。

今回の公示価格公表の結果から、来年評価がえを迎える固定資産税の負担増が国民生活に及ぼす影響が重大となることは明らかであります。固定資産税については、生活権を保障するために一定規模以下の居住用宅地等に対する減免措置をさらに充実すべきだと思つていますが、総理のお考えをお伺いしたい。

また、サラリーマンの住宅問題について政府は思い切った対策を講じるべきであります。政府・自民党は現在の所得控除に対処しているとか住宅政策が先であると言いますが、現実には、現在の諸控除、住宅供給とも不十分であります。家賃控除制度の創設、住宅取得促進税制の大幅な拡充を図るべきであり、住宅税制を内需拡大策という面から考えるのではなく、住宅ローン軽減という生活者の立場からとらえ直すべきであると考えますが、その所信をお伺いしたい。また、こうした措置を講じないとすれば、それにかわり得る具体的な施策を示していただきたい。

最後に、日米構造協議への政府の姿勢と製品輸入促進税制についてお伺いします。

日米構造協議は、もはや待たなして迫られる我が国の基本政策にかかわる問題であり、世界経済に与える影響も無視できません。これまで三回にわたる協議を通じて米国の要請は、日米間の貿易収支の不均衡縮小にあるのか、米国の主張してやまない日本の不正取引慣行や市場の閉鎖性の改善にあると見ているのかの認識と、四月にまとめられるという中間報告にどのように対応しようとするのか、お伺いしたい。

また、今回の製品輸入促進税制の創設によって貿易収支に及ぼす影響をどのように見ているのか。さらに、最近内需拡大による輸入の増加、輸出余力の低下等による大幅な出超額の減少が続いております。また、産業界からは促進税制を創設しても、対象品目、数量に制限があることや、海外に買いたい製品がないなどの声があります。政府は、このような現状から、輸入促進税制の効果について具体的にどのように考えておられるのか、お伺いしたい。

以上、本法案並びに関連する当面の重要課題について質問いたしました。関係大臣の明確な答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(海部俊樹君) 岸山議員にお答えを申し上げます。

総選挙中におきまして、私たちは消費税の問題を率直に国民の皆さんにお訴えをしております。選挙中の野党の御意見の中には、今回の選挙は消費税の存廃をかけた国民投票であるというもあつたわけであり、その意味では総選挙の結果は謙虚に受けとめさせていただいておるところであります。国民各位のさまざまな御指摘や世論の御意見を踏まえて、政府は消費税について見直すべき点は思い切つて見直し、最善と信ずる消費税の見直し案を提出したところであります。

野党の皆さんも選挙中には、間接税の必要性はお認めになった上で、個別間接税制度といった考え方も提言されたわけでありますので、その具体案も示されて、その上で国民の皆さんに長期、全体的な利益を追求するという観点から議論を重ねていただきますことを心から期待する次第でございます。

政府といたしましては、見直し法案が国会で十分審議が尽くされ、一日も早く成立し、一日も早く心から期待させていただきます。

先般の抜本的な税制改革は、来るべき高齢化社会を展望し、すべての人々が社会共通の費用を公平に分かち合うとともに、税負担が給与所得に偏ることなどによる国民の重税感、不公平感をなくすことを目指したものであります。私は、この改革によってもたらされる税体系こそが安心して暮らせる福祉社会をつくる基礎となると確信をいたしておりますので、税制改革全体は正しい選択であったと考えております。

おっしゃったように、それならば、社会保障政策のビジョンを明確にした上で税制再改革を行うべきではないかとの御指摘でございましたが、今後の長寿社会対策の指針といたしましては、政府は、昭和六十一年六月に長寿社会対策大綱を閣議決定いたしました。またさらに、具体的に今般高齢者保健福祉推進十カ年戦略を策定し、高齢者の保健福祉の分野で今世紀中に実現を図るべき十カ年の目標を掲げておるところでございます。

なお、御指摘の消費税の税率を上げるかどうかという問題は、結局は将来そのときの財政需要と税負担について、将来の国民がそのときどきに与えられた条件のもとで選択される問題だと考えております。いずれにしましても、私の内閣としては税率の引き上げを行う考えは持っておりません。

租税特別措置法の審議について、例年不十分ではないかという御指摘でございました。

政府は、毎年度の予算編成に当たり、そのときの経済情勢や財政事情を踏まえて、歳入歳出全体を一体として展望しながら予算編成を行っておるところであります。こうした予算編成の結果必要な毎年度の税制改正については、国会における御審議が十分にいただけるように、その法律案を予算案提出後速やかに国会に提出しておるところでございます。十分な御審議の上、一日も早く成立することを期待させていただきます。

ただ、国会の日程についてのいろいろな御指摘がございましたが、国会の日程は公党間の御議論によって決定されるのが議会政治にとって重要と考えておりましたので、政府としてはその状況を見守っておつたところでございます。

地価高騰に対しては、私はまず監視区域制度の確実な運用によって対処することが望ましいと考えております。監視区域への取り組みが後手に回ることのないよう関係地方公共団体を強力に指導する考えであります。しかしながら最近の一連の地価高騰の状態は異常であります。私は、監視区域制度の運用強化によってもなお地価の急激な上昇を抑制することが極めて困難な場合には、規制区域を指定することを念頭に置いて対処していくこととしており、先般この趣旨を関係閣僚に申し述べたところであります。

土地関連融資につきましては、かねてより通達を出し、特別ヒアリングの実施等を通じ、投機的な土地取引に係る不適正な融資を排除すべく厳正に指導してきたところであります。この指導の趣旨は各金融機関に浸透しているものと認識をいたしますが、今後とも土地関連融資の適正化を図られますよう適切に対処していく考えであります。

なお、家賃控除制度の創設と住宅取得促進税制の拡充についてお触れになりましたが、住宅取得促進税制につきましては、平成二年度税制改正において控除期間を五年から六年にするなどの拡充措置を講ずることといたしております。家賃控除の創設については、家賃は典型的な生計費であ

ることから、家賃だけを取り出して特別の控除を設けることには基本的な問題があると考えております。

なお、消費税の見直し案においては、借家住まいの方々のために家賃を非課税とすることとおるところであります。また住宅負担の軽減については、融資、税制の活用などにより賃貸住宅供給コストの低減にも努めてきており、今後ともこれらの施策の充実にも努力していく考えであります。

次に、日米構造協議問題についてお触れになりましたが、これは、日米間にございます対外不均衡是正に向けての経済政策協調努力を補完するものとして、日米それぞれが抱える構造問題について話し合ってきたことは御承知のとおりでございます。本件協議が日米両国の構造調整の推進につながるよう米側と十分に話し合い、相互努力をすするとともに、我が国としては国民生活の質の向上及び消費者重視という観点からもできる限りの努力を行っているところであります。

日米構造協議の進展は、我が国にとって最も重要な二国間関係である日米関係の維持発展にとって極めて重要であるばかりではなく、我が国の国民生活の質の向上にも役立つ意義のあるものと考えます。このため、現在、四月の中間評価及び夏の最終報告を控えて内閣の最重要課題として取り組んでおります。

残余の質問につきましては関係大臣から答弁をいたさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇 拍手〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 衆山議員に対し、ただいま総理が御答弁をされました部分の補足を私の方からさせていただきます。

今の総理の御答弁に私の方から補足をさせていただきます。ただいまの一点は、租税特別措置法改正案の審議の時間的制約というものを回避するために国会提出の時期をできるだけ早くすることを考えるという御指摘でありました。これにつきましては、私

どもも従来できるだけ早くこれを提出するように努力をしておりますが、今後ともその努力を続けてまいりたいと考えております。

また、土地関連融資につきまして総理から御答弁がございましたが、その御答弁にありましたような努力をいたしましたにもかかわらず、最近の地価動向というものは全く容易ではない状況にあります。この地価抑制という観点から、金融面でこれまでの措置に加えてどのような措置がとり切れるのか、今鋭意検討を続けておるところであります。回答を得次第できるだけ早く対応したいものと考えております。

また、住宅家賃の控除問題につきまして、基本的な部分を総理からお答えになりました。

私は、議員が御指摘になるお気持ちというものは理解できないものではありません。しかし同時に、限界税率の高い高所得者、あるいはより高額の家賃を払っておられる方がより大きな恩恵を受けることになる反面、非納税者につきましてはその恩恵が及ばないということを考えてみなければならぬのではないかと申し上げます。また同時に、大都市圏の土地・住宅問題の観点から考えました場合に、仮に家賃控除制度を創設いたしますと仮して大都市圏への人口の集中を助長するのではないだろうかという懸念を私はどうしてなかなか否定できません。こうしたことから、家賃控除の創設というものはやはりなかなか難しいのではないかと、私はそう感じております。

消費税の見直し案におきまして、借家住まいの方々のために家賃を非課税にする制度をつくりましたのは、まさに従来から御指摘を受けております。そうした点から御指摘を受けてまいりたい、そのように考えております。

また、住居費負担の軽減という観点からは、融資、税制の活用などによりまして賃貸住宅の供給コストを低減させることにも努めておりまして、こうした点からの努力もしてまいりたい、そのように考えております。

また、住居費負担の軽減という観点からは、融資、税制の活用などによりまして賃貸住宅の供給コストを低減させることにも努めておりまして、こうした点からの努力もしてまいりたい、そのように考えております。

また、住居費負担の軽減という観点からは、融資、税制の活用などによりまして賃貸住宅の供給コストを低減させることにも努めておりまして、こうした点からの努力もしてまいりたい、そのように考えております。

また、住居費負担の軽減という観点からは、融資、税制の活用などによりまして賃貸住宅の供給コストを低減させることにも努めておりまして、こうした点からの努力もしてまいりたい、そのように考えております。

また、住居費負担の軽減という観点からは、融資、税制の活用などによりまして賃貸住宅の供給コストを低減させることにも努めておりまして、こうした点からの努力もしてまいりたい、そのように考えております。

また、住居費負担の軽減という観点からは、融資、税制の活用などによりまして賃貸住宅の供給コストを低減させることにも努めておりまして、こうした点からの努力もしてまいりたい、そのように考えております。

また、住居費負担の軽減という観点からは、融資、税制の活用などによりまして賃貸住宅の供給コストを低減させることにも努めておりまして、こうした点からの努力もしてまいりたい、そのように考えております。



また、日米構造協議につきましてもは総理からお答えがございましたけれども、これに関連をいたしまして、輸入促進税制というものにつきましても御議論がございました。

今、我が国の經常収支の黒字は縮小傾向にあるとは言いながら、なお高水準でございます。こうした状況は、我が国の經濟運営、また世界經濟の調和ある発展という観点から見て必ずしも望ましいものとは言えません。我が国としては、經常収支の黒字削減のために引き続き内需主導型の持続的な經濟発展を遂げていく責任がありますし、構造調整、一層の輸入拡大にも努めてまいらなければなりません。その一環として、特に製品輸入の拡大に資するためには製品輸入促進税制の創設に踏み切ったわけであります。この税制は、輸入を拡大した企業に対して税額控除等の恩典を与えるものでありますから、今後とも我が国の輸入拡大の潮流を定着させる上で役立ててくれるものと私もは期待をいたしております。(拍手)

〔國務大臣津島雄二君登壇、拍手〕

○國務大臣(津島雄二君) 峯山議員の私に対する御質問は、税制の改革と関連して高齢化社会での社会保障政策のビジョンを明確にすることが肝要ではないかという点で所信を述べよということでございます。

この点については、既に基本的な考え方を総理からお述べになりましたが、今後の高齢化社会対策につきましても、政府は、昭和六十一年六月に長寿社会対策大綱を閣議決定し、さらにそれを踏まえまして昭和六十三年十月に国会に提出したいわゆる福祉ビジョンにおいて、年金、医療、福祉等につき、さらに具体的に掘り下げたものをお示ししたところでございます。さらに今後、その展開といたしまして、高齢者の保健福祉の分野で今世紀中に実現を図るべき十カ年の目標を掲げ、これらの事業の強力な推進を図ることとするゴールドプラン、すなわち高齢者保健福祉推進十カ年戦略を策定いたしましたところでございます。

今後、これらに基づき、各年度において着実に実施のための施策を積極的に講じてまいる所存でございます。(拍手)

〔國務大臣奥田敬和君登壇、拍手〕

○國務大臣(奥田敬和君) お答えいたします。私に対する御質問は、明年評価がえを迎える固定資産税について、生活権保障の立場から、一定規模以下の居住用宅地の減免措置をさらに充実すべきではないかという御指摘でございます。議員御案内のように、居住用住宅に対する固定資産税の負担軽減につきましては、住宅政策の観点から、既に二百平米までの新築住宅について一定期間税額を軽減する特例措置を講じておりまして、また、住宅用地については二百平米までは四分の三、それを超える部分についても二分の一を軽減する措置を既に講じているところであります。

したがって、評価がえに当たりまして、先生御指摘のように、生活権重視の見地から一定規模以下の居住用宅地等に配慮することは当然であります。及び市町村財政への影響も考え、慎重に検討してまいりたいと存じます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて質疑は終了いたしました。

午後六時二十四分休憩

午後七時一分開議

○議長(土屋義彦君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、衆議院から、平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二案について、国会法第八十五条第一項の規定により、両院協議会を求められました。

これより、平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二案に関する両院協議会の協議委員十名の選挙を行います。

○菅野久光君 両院協議会協議委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○及川順郎君 私は、ただいまの菅野君の動議に賛成いたします。

○議長(土屋義彦君) 菅野君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二案に関する両院協議会の協議委員に種山篤君、菅野久光君、鈴木和美君、矢田部理君、安恒良一君、太田淳夫君、高木健太郎君、吉岡吉典君、池田治君及び足立良平君を指名いたします。

これより直ちに両院協議委員の正副議長を選挙されることを望みます。

これにて休憩いたします。

午後七時三分休憩

午後十時二分開議

○議長(土屋義彦君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件両院協議会協議委員議長から報告書が提出されました。

この際、報告を求めます。協議委員長矢田部理君。

両院協議会報告書

平成元年度一般会計補正予算(第2号) 平成元年度特別会計補正予算(特第2号) 平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号) 右については、両院協議会の成案を得なかつた。よって報告する。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件両院協議会の協議委員の選挙

平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件両院協議会の協議委員の選挙

平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件両院協議会

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

参議院協議委員長 矢田部理

参議院協議委員長 土屋 義彦殿

ことなどの理由によって反対と、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

次に、協議に移りましたところ、参議院側から、両院協議会として参議院側が指摘をした補正予算案に反対する理由として掲げた諸事項を除去することによって、本補正予算が成立できるよう衆議院側に協力を要請する旨の意見が、また、衆議院側から、本補正予算は国民生活にとって極めて重要なものであり、原案どおり成立することが望ましい旨の意見がそれぞれ述べられました。結局、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長対馬孝且君。

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

建設委員長 対馬 孝且  
参議院議長 土屋 義彦殿

三 昭和五十九年度末までに政府から借り入れた借入金(利息で平成二年度から平成六年度までの各年度において支払うべきもの)

平成三年度以降平成六年度までの各年度

平成二年度以降の各年度

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住宅金融公庫の昭和六十三年までの特別損失を平成元年度において交付金の交付により一括して整理するとともに、平成二年度から平成六年度までの各年度の特別損失について平成二年度までに交付金を交付して整理する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成元年度一般会計補正予算に住宅金融公庫交付金等として、五千九百九十二億六千万円が計上されている。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年三月二十二日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

号)の一部を次のように改正する。  
附則第十二項の表一の項中「平成三年度」を「平成元年度」に改め、同表二の項中「平成二年度」を「昭和六十三年」に改め、同表三の項中「平成三年度以降平成二年度までの各年度」を「平成元年度」に改め、同表に次のように加える。

附則第十四項中「平成三年度まで」を「平成元年度まで」に、「平成三年度から平成十二年度までの間」において、「毎年度」を「平成元年度において、同表三の項に係る特別損失にあつては平成三年度から平成十二年度までの間において」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔対馬孝且君登壇、拍手〕

○対馬孝且君 たいだいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、住宅金融公庫の財政の健全化を図るため、公庫の昭和六十三年までの特別損失を平成元年度において交付金の交付により一括して整理するとともに、平成二年度から平成六年度までの各年度の特別損失について平成二年度までに交付金を交付して整理する措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長長渡辺四郎君。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

地方行政委員長 渡辺 四郎  
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況にかんがみ、普通交付税の額の算定について、単位費用の一部を改定するとともに、平成元年度に限り地域振興基金費を設けるほか、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を減額する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成元年度補正予算により交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において、一般会計から同特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金一兆五千九百五十八億六千四百円から、同特別会計借入金償還金六千九百九十六億円を控除した九千八百六十二億六千四百円が地方交付税交付金として歳出に計上されている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年三月二十二日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

地方交付税法等の一部を改正する法律案  
地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。  
附則第四条第一項第二号中「三兆五千九百四十二億三千五百万円」を「二兆九千八百四十六億三千五百万円」に改める。

別表の道府県の項中	1 道路橋りよう費	道路の面積	道路の延長	道路の面積	道路の延長
二二四、〇〇〇	(1) 経常経費	千平方メートルにつき	一キロメートルにつき	千平方	一キ
五、六一五、〇〇〇	(2) 投資的経費	道路の面積	道路の延長	千平方メートルにつき	一キロメートルにつき
二二四、〇〇〇	(1) 経常経費	人口	一人につき	一人につき	一人につき
六、一一八、〇〇〇	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一人につき	一人につき
七五九	4 その他の土木費	人口	一人につき	一人につき	一人につき
二、二九〇	(1) 経常経費	人口	一人につき	一人につき	一人につき
七五九	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一人につき	一人につき
二、四〇五	に改め、同表の市町村の項中	1 道路橋りよう費	(1) 経常経費	道路の面積	道路の延長
方メートルにつき	九四、五〇〇	(1) 経常経費	道路の面積	千平方	一キロ
メートルにつき	六〇三、〇〇〇	(2) 投資的経費	道路の延長	一キロ	一キロ
メートルにつき	九四、五〇〇	3 都市計画費	(1) 経常経費	都市計画区	一人に
メートルにつき	六二二、〇〇〇	(2) 投資的経費	(2) 投資的経費	都市計画区	一人に
		人口	都市計画面積	都市計画面積	一人に
		人口	都市計画面積	都市計画面積	一人に

平成二年三月二十六日 参議院会議録第五号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 財源対策債償還基金費	昭和五十三年から昭和五十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき 六六〇円
市町村	一 財源対策債償還基金費	昭和五十三年から昭和五十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき 六六〇
	二 地域振興基金費	昭和五十三年から昭和五十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき 一、七六五
	二 地域振興基金費	昭和五十三年から昭和五十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき 九〇〇

附則第三項の表を次のように改める。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 昭和三十五年昭和三十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一般公共事業、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和三十五年昭和三十六年度までの各年度において発行を許可された地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行を許可された地方債として自治大臣が指定するものの額	千円
二 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

附則第四項ただし書中「当該測定単位」を「当該測定単位の数値は、財源対策債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に、「応じ」を「応じて、地域振興基金費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して」に改め、同項の表を次のように改める。

平成二年三月二十六日 参議院會議録第五号 地方交付税法等の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)  
第三条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。  
附則第五条第一項中「三兆五千九百四十二億三千五百万円」を「二兆九千八百四十六億三千五百万円」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控	除	額
平成三年度			千八百二十二億円
平成四年度			二千三百四億円
平成五年度			二千四百五十二億円
平成六年度			二千六百三十二億円
平成七年度			二千八百二十一億円
平成八年度			二千九百九十二億円
平成九年度			三千二百一十一億円
平成十年度			三千四百二十四億円
平成十一年度			三千六百八十八億円
平成十二年度			三千九百三十七億九千九百九十五万円

附則  
この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成元年度分の地方交付税から適用する。

〔渡辺四郎君登壇、拍手〕

○渡辺四郎君 たいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
本法律案は、今回の補正予算により地方交付税が一兆五千九百五十九億円増加することに伴い、さきの給与改定費に加え、補正予算による地方負担の増加、地方債の縮減、地域振興基金の設置、財源対策債還基金の積み立て等に要する額九千八百六十三億円を平成元年度分の地方交付税として地方公共団体に交付し、残余の額六千九百六十六億円を交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金金の減額に充てることとし、このため、平成元年度分の地方交付税の総額について特例を設けることとするほか、地方債の縮減等に伴い必要とな

る財源を措置するため、単位費用の一部を改定するとともに、平成元年度の基準財政需要額の算定に用いる費目として地域振興基金費を設けることを主な内容とするものであります。  
委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地域振興基金費の算定、交付税特別会計借入金返済の是非等の諸問題について質疑が行われました。  
質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(土屋義彦君) 過半数と認められます。よって、本案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認められます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長藤井孝男君。

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認められます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長藤井孝男君。

審査報告書

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。  
平成二年三月二十六日  
大蔵委員長 藤井 孝男  
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、厚生保険特別会計において行う特別保健福祉事業に必要な財源の確保を図るため、同会計業務勘定に一般会計からの繰入金等をもって充てる特別保健福祉事業資金を設けることとし、これに関する所要の事項を定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。  
一、費用  
本法律案施行に伴い、平成元年度一般会計補正予算(第二号)において、厚生保険特別会計業務勘定への繰入金一兆五千億円が計上されてい

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。  
一 補正予算を編成するに当たっては、財政法の趣旨に従い、今後とも引き続き適正に行うよう努めること。  
一 過去における厚生年金保険国庫負担繰延べ措置については、積立金運用収入の減額分を含め、財政事情の許すかぎり可及的速やかに返済することに努め、もって厚生年金保険事業の長期的安定を図ること。  
一 老人保健医療に係る加入者按分率が引き上げられることに伴う健康保険組合等被用者保険の老人保健拠出金の負担増が、これら被用者保険の保険料率の急激な引上げや保険事業運営に支障をもたらすことのないよう、適切に対処するとともに、老人福祉、保健及び医療の各般にわたり、老人保健制度の長期的安定化に努めること。  
一 高齢化社会の進展に伴って、国民に過大な負担をもたらすことのないよう長期的な展望に立って、社会保障制度をより安定的に機能させることに努めるとともに、その一層の充実を図ること。  
右決議する。

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。  
平成二年三月二十二日  
参議院議長 土屋 義彦殿  
衆議院議長 櫻内 義雄

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案  
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案  
厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。  
第十九条を次のように改める。

第十九条 特別保健福祉事業ニ関スル政府ノ經理

ハ当分ノ間第一条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本会計ニ於テ行フモノトス  
前項ノ特別保健福祉事業(以下特別事業ト称ス)トハ国民保健ノ向上及老人福祉ノ増進ヲ目的トシテ国民ノ老後ニ於ケル健康ノ保持及適切ナル医療ノ確保ヲ図ル為特別保健福祉事業資金ノ運用利益金ヲ財源トシテ行フ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一 社会保険診療報酬支払基金ガ行フ老人保健法第六十四条第三項ニ規定スル老人保健関係業務ニ対スル政令ヲ以テ定ムル補助ニシテ予算ノ範囲内ニ於テ行フモノ  
二 健康保険事業ノ管掌者タル政府ガ納付スル老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金ノ一部ニ充ツル為予算ノ範囲内ニ於テ行フ健康勘定ヘノ繰入

三 船員保険事業ノ管掌者タル政府ガ納付スル老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金ノ一部ニ充ツル為及船員保険事業ノ福祉施設費ノ内政令ヲ以テ定ムルモノニ充ツル為予算ノ範囲内ニ於テ行フ船員保険特別会計ヘノ繰入  
四 前三号ニ掲グルモノノ外健康保険事業ノ保健施設及福祉施設其ノ他ニ係ル財政上ノ措置ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ

第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ經理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テハ業務勘定ニ特別保健福祉事業資金(以下資金ト称ス)ヲ置キ次条第二項ノ規定ニ依リ繰入金、資金ノ運用利益金及第十九条ノ六第一項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ經理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テ業務勘定ニ於テハ第六條ノ規定ニ依リモノノ外資金ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金、資金ヨリノ受入金及特別事業ニ係ル附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ資金ヘノ繰入金、特別事業ニ要スル経費並ニ

年金勘定及一般会計ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳入トス  
第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ經理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テ健康勘定ニ於テハ第三條ノ規定ニ依リモノノ外業務勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第十九条ノ次に次の六條を加ふる。  
第十九条ノ二 資金ニ充ツル為必要アルトキハ一般会計ヨリ予算ノ定ムル金額ヲ限リ業務勘定ニ繰入ルモノト得

資金ニハ前項ノ規定ニ依リ一般会計ヨリノ受入金ニ相当スル金額ヲ業務勘定ヨリ繰入ルベシ  
第十九条ノ三 特別事業ニ要スル経費ニ充ツル為資金ヨリ予算ノ定ムル金額ヲ限リ業務勘定ニ繰入ルモノト得

前項ノ規定スル繰入金ノ額ハ当該繰入金ヲ為ス年度迄ニ生ジタル資金ノ運用利益金及当該年度ノ前年度迄ニ第十九条ノ六第一項ノ規定ニ依リ資金(繰入レタル金額ノ合計額ニ相当スル金額)ニ該前年度迄ニ前項又ハ同条第一項ノ規定ニ依リ業務勘定ニ繰入レタル金額アル場合ニ於テハ其ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ相当スル金額ヲ限度トス

第十九条ノ四 政府ハ厚生年金保険事業ノ長期的安定ヲ確保スル為必要アルトキハ特別事業ノ必要性ヲ勘案シツツ業務勘定ヨリ資金ノ金額ヲ限度トシテ予算ノ定ムル金額ヲ限リ年金勘定ニ繰入ルモノト得

前項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ年金勘定ニ於テハ第五條ノ規定ニ依リモノノ外業務勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第一項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ当該繰入金ニ相当スル金額ヲ資金ヨリ業務勘定ニ繰入ルベシ  
第一項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為シタルトキハ当該繰入金額ガ第十八条ノ十一第二項又ハ第十八条ノ十二第二項ノ規定ニ依リ一般会計ヨリ年金勘定ニ繰入レラレタルモノト看做ス

前項ノ規定ノ適用ニ付テ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム  
一般会計ヨリ第十八条ノ十一第二項及第十八条ノ十二第二項ノ規定ニ依リ一般会計ヨリ年金勘定ニ繰入ルベキ金額ノ合計額ニ相当スル金額ガ年金勘定ニ繰入レラレタル場合(第四項ノ規定ニ依リ繰入レラレタルモノト看做サレル場合ヲ含ム)ニ於テ資金ニ残額アルトキハ政府ハ特別事業ノ必要性ヲ勘案シ上業務勘定ヨリ当該残額ヲ限度トシテ予算ノ定ムル金額ヲ限リ一般会計ニ繰入ルモノト得

前項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ第三項ノ規定ヲ準用ス  
第十九条ノ五 資金ノ受払ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ業務勘定ノ歳入歳出外トシテ經理ス

第十九条ノ六 業務勘定ニ於テ毎会計年度ノ第十九条第四項ノ規定ニ依リ歳入額ヨリ当該年度ノ同項ノ規定ニ依リ歳出額ヲ控除シテ剰余ヲ生ジタルトキハ之ヲ資金ニ組入レ不足ヲ生ジタルトキハ之ヲ資金ヨリ補足スベシ  
第十九条ノ七 資金ハ資金運用部ニ預託シ之ヲ運用スルモノト得  
第二十条から第二十二條までを次のように改める。  
第二十条乃至第二十二條 削除  
附則  
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の規定は、平成元年度以降の予算について適用する。  
2 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の次に次の一條を加ふる。

第二十七条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第十九条第一項の規定により特別保健福祉事業に関する政府の經理を厚生保険特別会計において行ふ場合においては、第三條の規定によるものほか、厚生保険特別会計業務勘定からの受入金をもつてこの会計の歳入とする。

〔藤井孝男君登壇 拍手〕  
○藤井孝男君 ただいま議題となりました厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成元年度補正予算において、厚生保険特別会計に一般会計からの繰入金により、特別保健福祉事業資金を設け、その運用益を老人保健制度の基盤安定化の措置に充てることができるとするのと、この資金を過去における厚生年金保険国庫負担繰り延べ措置についての将来の返済のために用いることができるよう、所要の法的措置を講じようとするものであります。委員会におきましては、厚生年金保険へのいわゆる隠れ借金の返済と本法律案との関係、平成二年度に予定している特別保健福祉事業の内容、資金及び基金設置の基準とその概要等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

平成二年三月二十六日 参議院會議録第五号 厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

審査報告書

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保險法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

農林水産委員長 仲川 幸男

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農林漁業金融公庫の業務として、特定の農業部門における農業経営の規模の拡大とその効率化を総合的かつ計画的に推進するのに必要な資金及び農業の生産条件が不利な一定の地域の農林畜水産物の加工の増進等を図るのに必要な資金の貸付けを加えるとともに、これに関連して、農林漁業信用基金が行う農業信用保険に付することが出来る資金の範囲

を拡大する等所要の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行に要する費用は、平成二年度一般会計予算に計上されている農林漁業信用基金出資金八億二千百万円のうちから支出される。

附帯決議

最近の我が国農林漁業をめぐる厳しい情勢の下で、農林漁業金融の果たす役割はますます重要となつてゐる。

よつて、政府は、今後とも農林漁業金融制度の拡充強化に努めるとともに、本法の運用に当たつては、次の事項に留意しつゝ、制度本来の使命が十分に果たせるよう万全の措置を講ずべきである。

一 稲作等土地利用型農業経営体質強化資金については、構造政策の推進が急務となつてゐる実情にかんがみ、経営改善に努める農業者等が幅広く活用できるよう適切な運用を図ること。

二 中山間地域が農林漁業と国土保全の上で果たしている役割の重要性にかんがみ、それぞれの地域の特性を活かした農林漁業の振興と地域の活性化を図るための各般の施策を推進すること。

三 中山間地域活性化資金については、資金創設の目的に沿ひ、農山漁村の地域の特性を十分に活かした運用を図ること。

また、公庫資金と系統資金の融資分野については、それぞれの役割を分担しつゝ、機能が十分發揮されるよう対応すること。

四 公庫資金の貸付対象者として、いわゆる第三セクターが追加される分野については、農林漁業の振興と農山漁村の活性化に十分に活用されるよう適切な運用を図ること。

五 農林漁業信用基金の行う保険対象事業については、農林漁業者等の資金需要の動向に即し、

信用補完事業としての機能が十分に發揮されるよう今後とも本事業の適切な運用に努めること。と。

右決議する。

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保險法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決して、

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年三月二十二日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保險法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「法人」の下に「これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐるか又は基本財産の額の過半を擁出している法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。」を加え、同項第一号の二中「土地号」の下に「次号において同じ」を加え、同

号の次に次の二号を加える。

一 一の二 農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

一の三 農業経営の規模の拡大に伴ひ必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

第十八条の三の次に次の一条を加える。

条第一項に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするものうち主務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一 指定地域内において生産される農林畜水産物(以下「指定地域農林畜水産物」という。)を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であつて、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化(以下「新商品の研究開発等」という。)が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者 当該新商品の研究開発等を行うのに必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うのに必要な長期かつ低利の資金

二 指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であつて農林漁業の振興に資するものを設置する者 当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金

2 前項の「指定地域」とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であつて、農業の健全な発展を図るためには、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定するものをいう。

3 第一項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間は、別表第一の範囲内で公庫が定める。

第二十五条第一項中「左の」を「次の」に、「よる外をよるほか」に改め、同項第一号中「国債」の下に「地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券)」を加え、同項に次の一号を加える。

三 銀行又は農林中央金庫への預金

第三十五条中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十六条中「左の場合においては」を「次の各号の一に該当する場合には」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第十八条の三」を「第十八条の四」に改める。

第三十七条中「一万円」を「五万円」に改める。附則第十項を次のように改める。

四 第十八条の四第一項に規定する資金

別表第二の第一号の次に次のように加える。

一 二 農業経営の改善を図るため経営面積(農業経営の用に供する農地又は採草放牧地の面積をいう。以下同じ)の拡大を促進することが特に必要と認められるものとして主務大臣の指定する農業部門において、経営面積の拡大とその拡大後の農業経営の効率化を総合的かつ計画的に推進するために必要な資金であつて、第十八条第一項第一号、第一号の二、第一号の三、第一号の四、第一号の五又は第八号に掲げるもののうち、主務大臣の指定するもの

(農業信用保証保険法の一部改正)

第二条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「改善」の下に「又は農家経済の安定」を加える。

附則

1 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

平成二年三月二十六日 参議院会議録第五号 農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

10 政府は、農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)の施行の日から五年以内、第十八条の四の規定の施行の状況を勘案し、同条第一項に規定する業務の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第二十三項中「並びに第十八条の三第一項」を「第十八条の三第一項並びに第十八条の四第一項」に改める。附則第二十五項中「政令で」を「主務大臣の」に、「とする」を「と、年四分五厘」とあるのは、年四分五厘以内で主務大臣の定める利率」とするに改める。

別表第一中「第十八条の三関係」を「第十八条の四関係」に改め、同表の第一号内の据置期間の欄中「三年」を「八年」に改め、同号の償還期限の欄中「十八年」を「二十五年」に改め、同号の据置期間の欄中「三年」を「八年」に改め、同表の第三号の次に次のように加える。

Table with 3 columns: 年八分五厘, 十五年, 三年

(経過措置)

2 この法律の施行前に農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の

改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部改正

4 原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一項中「第十八条の三第一項」の下に「第十八条の四第一項」を加える。

(特定農産加工工業経営改善臨時措置法の一部改正)

5 特定農産加工工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十八条の三第一項」の下に「第十八条の四第一項」を加える。

〔仲川幸男君登壇 拍手〕

○仲川幸男君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農林漁業金融公庫の業務として、特定の農業部門における農業経営の規模の拡大とその効率化を総合的かつ計画的に推進するために必要な資金及び農業の生産条件が不利な一定の地域の農林畜水産物の加工の増進等を図るのに必要な資金の貸し付けを加えるとともに、これに関連して、農林漁業信用基金が行う農業信用保険に付することができる資金の範囲を拡大する等所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして施行期日を平成二年四月一日とする修正が行われております。委員会におきましては、新たに創設される資金の意義、中山間地域として地域指定を行う際の基準、農林漁業金融公庫の貸付対象者の範囲の拡大、農業信用保証保険制度の今後のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑終局の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。午後十時十八分散会

出席者は左のとおり。

- 議長 土屋 義彦君
副議長 小野 明君

- 議員 木庭健太郎君 針生 雄吉君
寺崎 昭久君 星野 朋市君
白浜 一良君 常松 克安君
今泉 隆雄君 足立 良平君
野末 陳平君 片上 公人君
猪熊 重二君 西川 潔君
猪木 寛至君 高橋 清孝君
永田 良雄君 刈田 貞子君
中野 鉄造君 中川 嘉美君
下村 泰君 勝木 健司君
田辺 哲夫君 鈴木 貞敏君
沓掛 哲男君 及川 順郎君
矢原 秀男君 広中和歌子君
喜屋武貞榮君 井上 計君
小西 博行君 板垣 正君
大木 浩君 鶴岡 洋君

太田 淳夫君	和田 教美君	佐々木 満君	斎藤 十朗君
中西 珠子君	橋本孝一郎君	狩野 明男君	大塚清次郎君
山田 勇君	前田 勲男君	木宮 和彦君	斎藤 文夫君
谷川 寛三君	三木 忠雄君	永野 茂門君	清水嘉与子君
峯山 昭範君	高木健太郎君	木暮 山人君	鎌田 要人君
高桑 栄松君	黒柳 明君	片山虎之助君	鹿熊 安正君
田淵 哲也君	三治 重信君	沢田 一精君	陣内 孝雄君
田中 正巳君	熊谷太三郎君	井上 章平君	石川 弘君
加藤 武徳君	秋山 肇君	石渡 清元君	合馬 敬君
藤田 雄山君	野村 五男君	尾辻 秀久君	上杉 光弘君
石井 一二君	山岡 賢次君	倉田 寛之君	岡野 裕君
西田 吉宏君	成瀬 守重君	大浜 方栄君	大城 眞順君
田村 秀昭君	須藤良太郎君	宮澤 弘君	藤井 孝男君
前島英三郎君	野沢 太三君	向山 一人君	竹山 裕君
松浦 孝治君	宮崎 秀樹君	久世 公麿君	下稻葉耕吉君
本村 和喜君	平野 清君	中曾根弘文君	仲川 幸男君
二本 秀夫君	小野 清子君	福田 宏一君	松浦 功君
青木 幹雄君	守住 有信君	森山 眞弓君	中村 太郎君
石井 道子君	吉川 芳男君	村上 正邦君	岩本 政光君
吉川 博君	柳川 覺治君	山東 昭子君	大鷹 淑子君
名尾 良孝君	岡部 三郎君	斎藤栄三郎君	岡田 広君
川原新次郎君	関口 恵造君	長田 裕二君	初村滝一郎君
田沢 智治君	高木 正明君	中西 一郎君	平井 卓志君
石原健太郎君	大河原太一郎君	林田悠紀夫君	坂野 重信君
岩崎 純三君	田代由紀男君	大島 友治君	長谷川 信君
北 修二君	伊江 朝雄君	山本 富雄君	櫻井 規順君
後藤 正天君	梶原 清君	喜岡 淳君	西野 康雄君
井上 孝君	井上 裕君	山田 健一君	畠 正敏君
下条進一郎君	鈴木 省吾君	紀平 悌子君	種田 誠君
世耕 政隆君	山崎 竜男君	岩本 久人君	肥田美代子君
原 文兵衛君	鳩山威一郎君	北村 哲男君	前畑 幸子君
井上 吉夫君	遠藤 要君	西岡瑠璃子君	三上 隆雄君

小林 正君	堂本 暎子君	栗森 喬君	池田 治君
堀 利和君	谷本 巍君	山中 郁子君	橋本 敦君
会田 長栄君	清水 澄子君	村沢 牧君	久保 亘君
三石 久江君	野別 隆俊君	浜本 万三君	矢田部 理君
庄司 中君	栗村 和夫君	笹野 貞子君	乾 晴美君
菅野 壽君	細谷 昭雄君	吉岡 吉典君	市川 正二君
千葉 景子君	一井 淳治君	松本 英一君	小山 一平君
田淵 勲二君	渡辺 四郎君	田 英夫君	安永 英雄君
及川 一夫君	山口 哲夫君	瀬谷 英行君	山田耕三郎君
山本 正和君	久保田眞苗君	中村 鋭一君	立木 洋君
上野 雄文君	佐藤 三吾君	小笠原貞子君	上田耕一郎君
菅野 久光君	鈴木 和美君	内閣総理大臣	海部 俊樹君
大森 昭君	松前 達郎君	法務大臣	長谷川 信君
穂山 篤君	青木 薪次君	外務大臣	中山 太郎君
対馬 孝且君	赤桐 操君	大蔵大臣	橋本龍太郎君
野田 哲君	安恒 良一君	文部大臣	保利 耕輔君
福岡 知之君	粕谷 照美君	厚生大臣	津島 雄二君
本岡 昭次君	村田 誠醇君	農林水産大臣	山本 富雄君
谷畑 孝君	古川太三郎君	通商産業大臣	武藤 嘉文君
星川 保松君	高崎 裕子君	運輸大臣	大野 明君
角田 義一君	吉田 達男君	郵政大臣	深谷 隆司君
日下部福代子君	磯村 修君	労働大臣	塚原 俊平君
林 紀子君	吉川 春子君	建設大臣	綿貫 民輔君
森 暢子君	深田 肇君	自治大臣	奥田 敬和君
國弘 正雄君	新坂 一雄君	国家公安委員長	坂本三子次君
近藤 忠孝君	諫山 博君	国務大臣	塩崎 潤君
篠崎 年子君	大淵 絹子君	内閣官房長官	
湖上 貞雄君	竹村 泰子君	国務大臣	
井上 哲夫君	高井 和伸君	国務大臣	
神谷信之助君	沓脱タケ子君	国務大臣	
小川 仁一君	梶原 敬義君	北海道開発庁長官	
糸久入重子君	稻村 稔夫君	沖繩開発庁長官	砂田 重民君

国務大臣

内閣総理大臣	海部 俊樹君
法務大臣	長谷川 信君
外務大臣	中山 太郎君
大蔵大臣	橋本龍太郎君
文部大臣	保利 耕輔君
厚生大臣	津島 雄二君
農林水産大臣	山本 富雄君
通商産業大臣	武藤 嘉文君
運輸大臣	大野 明君
郵政大臣	深谷 隆司君
労働大臣	塚原 俊平君
建設大臣	綿貫 民輔君
自治大臣	奥田 敬和君
国家公安委員長	坂本三子次君
国務大臣	塩崎 潤君
国務大臣	
国務大臣	
北海道開発庁長官	
沖繩開発庁長官	砂田 重民君



政府委員  
大蔵省主税局長 尾崎 護君  
内閣委員  
防衛庁長官 石川 要三君  
國務大臣 相沢 英之君  
經濟企画庁長官 大島 友治君  
科學技術庁長官 北川 石松君  
國務大臣 佐藤 守良君  
國務大臣 國土庁長官 尾崎 護君

議長の報告事項  
去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員  
木宮 和彦君 補欠 永野 茂門君  
文教委員  
永野 茂門君 補欠 木宮 和彦君  
予算委員  
井上 裕君 補欠 関口 恵造君  
久世 公麿君 補欠 石井 道子君  
永野 茂門君 補欠 斎藤栄三郎君  
野末 陳平君 補欠 秋山 肇君  
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
災害対策特別委員  
池田 治君 補欠 井上 哲夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。  
予算委員会  
理事 石原健太郎君 (石井二君の補欠)  
同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。  
暴力行爲の排除に関する決議  
同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員齋藤文夫君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選任した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判長職務代行及び衆議院事務総長に通知した。  
(第一順位) 田辺 哲夫君

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員齋藤文夫君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選任した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判長職務代行及び衆議院事務総長に通知した。  
同日本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。  
参議院議員 小野 清子君  
同日議長は、国土審議会特別委員(豪雪地帯対策特別委員会)に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。  
吉川 芳男君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を第百十八回国会政府委員に任命することを承認した。  
内閣官房副長官 大島 理森君  
同 石原 信雄君  
内閣参事官兼内閣総理大臣官房会計課長 荒田 建君  
内閣官房内閣内政審議室長兼内閣総理大臣官房内政審議室長 公文 宏君

内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長 有馬 龍夫君  
内閣官房内閣安全保障室長 依田 智治君  
内閣官房内閣広報官室長 岡村 健君  
内閣官房内閣情報調査室長 森田 雄二君  
内閣法制局長官 工藤 敦夫君  
内閣法制局次長 大出 峻郎君  
内閣法制局第一部長 大森 政輔君  
内閣法制局第二部長 秋山 收君  
内閣法制局第三部長 津野 修君  
内閣法制局第四部長内閣法制局総務主幹事務取扱 越智 正英君  
人事院総裁 内海 倫君  
人事官 佐野 弘吉君  
石坂 誠一君  
菅野 雄君  
大島 満君  
森園 幸男君  
大城 二郎君  
小谷 宏三君  
櫻井 淳君  
一正君  
岸本 正裕君  
梅澤 好明君  
植木 節男君  
植木 邦之君  
糸田 省吾君  
土原 陽美君

公正取引委員会 柴田 章平君  
事務局審査部長 金澤 昭雄君  
警察庁長官 浅野信二郎君  
警察庁長官官房会計課長 田中 節夫君  
警察庁警務局長 仁平 円雄君  
警察庁刑事局長 中門 弘君  
警察庁交通局長 関根 謙一君  
警察庁警備局長 城内 康光君  
警察庁警備委員会委員長 勝見 嘉美君  
公害等調整委員会事務局局長 高島 弘君  
宮内庁次長 宮尾 盤君  
皇室経済主管 永岡 祿朗君  
総務政務次官 虎島 和夫君  
総務庁長官官房長 山田 肇司君  
総務庁長官官房会計課長 大橋 豊彦君  
交通安全対策室長 徳宿 恭男君  
総務庁人事局長 勝又 博明君  
総務庁行政管理局長 百崎 英君  
総務庁行政監察局長 鈴木 昭雄君  
総務庁恩給局長 石川 雅嗣君  
総務庁統計局長 井出 満君  
青少年対策本部次長 福田 昭昌君  
北海道開発庁総務次官 武部 勤君  
北海道開発庁総務監理官 松野 一博君  
北海道開発庁予算課長 仁尾 徹君  
防衛政務次官 谷垣 禎一君  
防衛庁参事官 内田 勝久君  
防衛庁参事官 玉木 武君  
同 村田 直昭君  
同 鈴木 輝雄君  
防衛庁長官官房長 児玉 良雄君  
防衛庁防衛局長 日吉 章君

内閣総理大臣官房管理室長 櫻井 淳君  
総理府賞勲局長 一正君  
社会保障制度審議会事務局長 岸本 正裕君  
日本学術会議事務局長 梅澤 好明君  
公正取引委員会委員長 植木 節男君  
公正取引委員会事務局局長 植木 邦之君  
公正取引委員会事務局経済部長 糸田 省吾君  
公正取引委員会事務局取引部長 土原 陽美君

防衛庁教育訓練局長	米山 市郎君
防衛庁人事局長	島山 蕃君
防衛庁経理局長	藤井 一夫君
防衛庁装備局長	植松 敏君
防衛施設庁長官	松本 宗和君
防衛施設庁総務部長	吉住 慎吾君
防衛施設庁施設部長	大原 重信君
防衛施設庁建設部長	黒目 元雄君
防衛施設庁労働部長	竹下 昭君
防衛施設庁事務部長	高橋 一郎君
防衛施設庁事務次官	斎藤 次郎君
防衛施設庁長官官房長	小川 雅敏君
防衛施設庁長官官房會計課長	勝村 坦郎君
防衛施設庁国民生活局長	末木風太郎君
防衛施設庁物産局長	栗林 世君
防衛施設庁総合計画局長	富金原俊二君
防衛施設庁調査局長	田中 努君
防衛施設庁事務次官	永野 茂門君
防衛施設庁長官官房長	平野 拓也君
防衛施設庁長官官房會計課長	中村 光弘君
防衛施設庁科学技術政策局長	石塚 貢君
防衛施設庁科学技術振興局長	角南 立君
防衛施設庁研究開発局長	須田 忠義君
防衛施設庁原子力局長	緒方謙二郎君
防衛施設庁原子力安全局長	村上 健一君
防衛施設庁長官官房長	木宮 和彦君
防衛施設庁長官官房會計課長	渡辺 修君
防衛施設庁長官官房會計課長	梅沢 泉君
防衛施設庁長官官房會計課長	安原 正君
防衛施設庁自然保護局長	山内 豊徳君

環境庁大気保全局長	古市 圭治君
環境庁水質保全局長	安橋 隆雄君
環境庁放射線管理官	宮里 松正君
環境庁放射線管理官	藤田 康夫君
環境庁放射線管理官	山城 勉君
環境庁放射線管理官	水谷 文彦君
環境庁放射線管理官	伊藤 公介君
環境庁放射線管理官	北村廣太郎君
環境庁放射線管理官	森 悠君
環境庁放射線管理官	長瀬 要石君
環境庁放射線管理官	藤原 良一君
環境庁放射線管理官	三木 克彦君
環境庁放射線管理官	野沢 達夫君
環境庁放射線管理官	市川 一朗君
環境庁放射線管理官	狩野 明男君
環境庁放射線管理官	井嶋 一友君
環境庁放射線管理官	木藤 繁夫君
環境庁放射線管理官	清水 湛君
環境庁放射線管理官	根来 泰周君
環境庁放射線管理官	今岡 一容君
環境庁放射線管理官	佐藤 勲平君
環境庁放射線管理官	岩佐 善巳君
環境庁放射線管理官	藤田 省二君
環境庁放射線管理官	股野 景親君
環境庁放射線管理官	米田 昭君
環境庁放射線管理官	古賀 宏之君
環境庁放射線管理官	石井 一二君
環境庁放射線管理官	佐藤 嘉恭君
環境庁放射線管理官	渡邊 泰造君
環境庁放射線管理官	阿南 惟茂君
環境庁放射線管理官	谷野作太郎君
環境庁放射線管理官	松浦晃一郎君

外務省中南米局長	瀬木 博基君
外務省欧亜局長	都甲 岳洋君
外務省中近東アフリカ局長	渡辺 允君
外務省経済局長	林 貞行君
外務省経済協力局長	木幡 昭七君
外務省条約局長	福田 博君
外務省国際連合局長	赤尾 信敏君
外務省情報調査局長	佐藤 行雄君
外務省情報調査局長	尾身 幸次君
外務省情報調査局長	山岡 賢次君
外務省情報調査局長	保田 博君
外務省情報調査局長	浅見 敏彦君
外務省情報調査局長	小粥 正巳君
外務省情報調査局長	寺村 信行君
外務省情報調査局長	藤井 威君
外務省情報調査局長	小村 武君
外務省情報調査局長	尾崎 護君
外務省情報調査局長	瀧島 義光君
外務省情報調査局長	大須 敏生君
外務省情報調査局長	山口 厚生君
外務省情報調査局長	角谷 正彦君
外務省情報調査局長	土田 正顯君
外務省情報調査局長	千野 忠男君
外務省情報調査局長	水野 勝君
外務省情報調査局長	岡本 吉司君
外務省情報調査局長	福井 博夫君
外務省情報調査局長	竹内 透君
外務省情報調査局長	林 正夫君
外務省情報調査局長	龍宝 惟男君
外務省情報調査局長	北川 正恭君
外務省情報調査局長	國分 正明君

文部大臣官房會計課長	吉田 茂君
文部省生涯学習局長	横瀬 庄次君
文部省初等中等教育局長	養村 幸彦君
文部省教育助成局長	倉地 克次君
文部省高等教育局長	坂元 弘直君
文部省学術国際局長	川村 恒明君
文部省体育局長	前畑 安宏君
文部省文化庁次長	遠山 敦子君
文部省文化庁次長	野呂 昭彦君
文部省文化庁次長	黒木 武弘君
文部省文化庁次長	山口 剛彦君
文部省文化庁次長	仲村 英一君
文部省文化庁次長	長谷川慧重君
文部省文化庁次長	目黒 克己君
文部省文化庁次長	北郷 勲夫君
文部省文化庁次長	長尾 立子君
文部省文化庁次長	古川貞二郎君
文部省文化庁次長	坂本 龍彦君
文部省文化庁次長	水田 努君
文部省文化庁次長	末次 彬君
文部省文化庁次長	川崎 幸雄君
文部省文化庁次長	土井 豊君
文部省文化庁次長	東 力君
文部省文化庁次長	大塚清次郎君
文部省文化庁次長	鶴岡 俊彦君
文部省文化庁次長	東 久雄君
文部省文化庁次長	前川 豊志君
文部省文化庁次長	塩飽 二郎君
文部省文化庁次長	片桐 久雄君
文部省文化庁次長	松山 光治君
文部省文化庁次長	岩崎 充利君

平成二年三月二十六日 参議院會議録第五号 議長の報告事項

農林水産省食品流通局長 鷺野 宏君  
 農林水産省技術會議事務局長 西尾 敏彦君  
 食糧厅长官 浜口 義麿君  
 食糧厅长官 森元 光保君  
 林野厅长官 藤 滋君  
 林野厅长官 小澤 普照君  
 水産厅长官 京谷 昭夫君  
 水産厅长官 中村 晃次君  
 水産厅长官 額賀福志郎君  
 通商産業省政務次官 齋藤 文夫君  
 同 齋藤 文夫君  
 通商産業大臣官房長 熊野 英昭君  
 通商産業大臣官房會計課長 土居 征夫君  
 通商産業省通商政策局長 島山 襄君  
 通商産業省貿易局長 内藤 正久君  
 通商産業省産業政策局長 棚橋 祐治君  
 通商産業省立地公署局長 岡松壯三郎君  
 通商産業省基礎産業局長 高橋 達直君  
 通商産業省機械 情報産業局長 山本 幸助君  
 通商産業省生活産業局長 南学 政明君  
 工業技術院長 杉浦 賢君  
 資源エネルギー庁長官 山本 雅司君  
 資源エネルギー庁次長 深沢 巨君  
 資源エネルギー庁石油部長 黒田 直樹君  
 資源エネルギー庁石炭部長 長田 英機君  
 資源エネルギー庁公益事業部長 牧野 力君  
 特許庁長官 吉田 文毅君  
 特許庁特許技監 柴田 勝隆君  
 特許庁特許部長 渡辺 光夫君  
 特許庁審査第一部長 山浦 紘一君  
 中小企業庁長官 見学 信敬君  
 中小企業庁次長 田辺 俊彦君

中小企業庁計画部長 高島 章君  
 中小企業庁指導部長 里田 武臣君  
 中小企業庁小規模企業部長 川田 洋輝君  
 運輸政務次官 二階 俊博君  
 運輸大臣官房長 松尾 道彦君  
 運輸大臣官房會計課長 岩田 貞男君  
 運輸大臣官房國有鉄道改革推進総括審議官 大塚 秀夫君  
 運輸省運輸政策局長 中村 徹君  
 運輸省國際運輸・観光局長 宮本 春樹君  
 運輸省地域交通局長 早川 章君  
 運輸省貨物流通局長 寺嶋 潔君  
 運輸省海上技術安全局長 石井 和也君  
 運輸省港灣局長 御巫 清泰君  
 運輸省航空局長 丹羽 晟君  
 海上保安庁長官 塩田 澄夫君  
 海上保安庁次長 野尻 豊君  
 高等海難審判庁長官 小林 芳正君  
 氣象庁長官 菊池 幸雄君  
 郵政政務次官 川崎 二郎君  
 郵政大臣官房長 白井 太君  
 郵政大臣官房經理部長 木下 昌浩君  
 郵政省郵務局長 小野沢知之君  
 郵政省貯金局長 成川 富彦君  
 郵政省簡易保險局長 松野 春樹君  
 郵政省通信政策局長 中村 泰三君  
 郵政省電氣通信局長 森本 哲夫君  
 郵政省放送行政局長 大瀧 泰郎君  
 労働政務次官 加藤 卓二君  
 労働大臣官房長 若林 之矩君  
 労働大臣官房會計課長 廣見 和夫君  
 労働省労政局長 岡部 晃三君

労働省労働基準局長 野崎 和昭君  
 労働省婦人局長 佐藤ギン子君  
 労働省職業安定局長 清水 傳雄君  
 労働省職業能力開発局長 甘粕 啓介君  
 建設政務次官 金子原二郎君  
 建設大臣官房長 牧野 徹君  
 建設大臣官房會計課長 小野 邦久君  
 建設省建設經濟局長 望月 薫雄君  
 建設省都市局長 真嶋 一男君  
 建設省河川局長 近藤 徹君  
 建設省道路局長 三谷 浩君  
 建設省住宅局長 伊藤 茂史君  
 自治政務次官 中馬 弘毅君  
 自治大臣官房長 小林 実君  
 自治大臣官房會計課長 田中 基介君  
 自治省行政局長 森 繁一君  
 自治省財政局長 持永 堯民君  
 自治省稅務局長 湯浅 利夫君  
 消防庁長官 木村 仁君  
 消防庁次長 島崎 実君  
 内閣審議官 菊地 康典君  
 内閣總理大臣官房審議官 文田 久雄君  
 特定甲種金等業務室長 石倉 寛治君  
 公正取引委員會事務局長 矢部丈太郎君  
 警察庁長官官房審議官 関口 祐弘君  
 警察庁刑事局保安部長 加美山利弘君  
 官内庁長官官房審議官 河部 正之君  
 總務庁長官官房審議官 杉浦 力君  
 同 増島 俊之君  
 總務庁長官官房審議官 新野 博君

總務庁人事局長 服藤 收君  
 長兼内閣審議官 鈴木 榮君  
 北方対策本部審議官 竹中 勝好君  
 北海道開発庁計画監理官 安田 晴君  
 經濟企画庁調整局審議官 田中 章介君  
 經濟企画庁物価局審議官 石井 敏弘君  
 科学技術庁長官官房審議官 井田 勝久君  
 同 高橋 光男君  
 環境庁長官官房審議官 三橋 昭男君  
 環境庁企画調整局環境保健部長 苗村 滋克君  
 国土庁長官官房水資源部長 濱崎 恭生君  
 法務大臣官房審議官 則定 衛君  
 法務大臣官房可 法務調査部長 太田 博君  
 外務大臣官房審議官 川島 裕君  
 外務大臣官房外務審議官 茂田 宏君  
 同 小倉 和夫君  
 外務大臣官房文化交流部長 久米 邦貞君  
 外務大臣官房領事移住部長 須藤 隆也君  
 外務省經濟局長 藤沢 恭助君  
 大藏大臣官房總務審議官 篠本 英輔君  
 大藏大臣官房審議官 谷口 米生君  
 同 濱本 英輔君  
 同 石坂 匡身君  
 同 中島 公明君  
 同 西村 吉正君  
 大藏省理財局長 藤原 和人君  
 同 松田 篤之君  
 大藏省銀行局保險部長 大津 隆文君  
 大藏省國際金融局長 江沢 雄一君  
 文部大臣官房總務審議官 佐藤 次郎君  
 文部省高等教育局私学部長 野崎 弘君

厚生大臣官房総務審議官	加藤 栄一君
厚生大臣官房審議官	清水 康之君
同	伊藤 卓雄君
同	代田久米雄君
同	熊代 昭彦君
厚生大臣官房老人保健福祉部長	岡光 序治君
農林水産大臣官房総務審議官	川合 淳二君
農林水産大臣官房参事官	長良 恭行君
農林水産省構造改善局次長	谷山 重孝君
通商産業大臣官房総務審議官	関 収君
通商産業大臣官房商務流通審議官	山本 貞一君
通商産業大臣官房審議官	横田 捷宏君
同	合田宏四郎君
通商産業省通商政策局次長	堤 富男君
通商産業省機械情報産業局次長	坂本 吉弘君
資源エネルギー庁長官官房審議官	向 準一郎君
運輸大臣官房審議官兼内閣審議官	井上徹太郎君
運輸大臣官房国有鉄道改革推進部長兼内閣審議官	吉田 耕三君
運輸省地域交通局長	松波 正壽君
運輸省海上技術安全局長	田辺 淳也君
運輸省航空局技術部長	中村 資朗君
郵政大臣官房人事部長	桑野扶美雄君
郵政省電気通信局長	五十嵐 三雄君
労働大臣官房審議官	石岡慎太郎君
労働省労働局長	松本 邦宏君

労働省職業安定局次長 齋藤 邦彦君  
 労働省職業安定局高 七瀬 時雄君  
 船・障害者対策部長 福本 英三君  
 建設大臣官房総務審議官 白兼 保彦君  
 建設大臣官房審議官 官兼内閣審議官 菅尾 長司君  
 自治大臣官房総務審議官 紀内 隆宏君  
 自治大臣官房審議官 小島 重喜君  
 自治省行政局公務員部長 滝 実君  
 自治省行政局選挙部長 浅野大三郎君  
 同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房副長官大島理森君外三百四十二名(同日議長承認)を第百十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員  
 辞任 久保 巨君 補欠 粕谷 照美君  
 久保 巨君 補欠 粕谷 照美君

決算委員  
 辞任 粕谷 照美君 補欠 久保 巨君  
 粕谷 照美君 補欠 久保 巨君

同日議長において、次のとおり政治倫理審査委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 中村 太郎君 補欠 坂野 重信君

同日議員から次の議案が提出された。  
 短時間労働者保護法案(中西珠子君外三名発議)  
 (参第一号)  
 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めめるの件(閣案第一号)

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意に関する文書の締結について承認を求めめるの件(閣案第二号)

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一四四号)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 産業・資源エネルギー問題に関する実情調査

一、派遣委員

第一班	小山 一平	中曾根弘文
	白浜 一良	古川太三郎
	合馬 敬	角田 義一
第二班	大木 浩	及川 一夫
	高崎 裕子	足立 良平
	田辺 哲夫	野末 陳平

一、派遣地

第一班	福岡県 大分県
第二班	広島県 岡山県

一、期間 両班とも三月二十二日及び二十三日の二日間

一、費用 概算八三二、九九〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第八十条の八において準用する第百八十条の二により承認を求めます。

平成二年三月九日

産業・資源エネルギー 小山 一平  
 参議院議長 土屋 義彦殿  
 に関する調査会長

同日内閣から、国家行政組織法第二十二條第一項の規定に基づく平成元年十二月二十五日から平成二年二月二十六日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

同日内閣から、船員保険法第五十九條第十一項の規定に基づく船員保険の保険料率の変更についての報告を受領した。

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員  
 辞任 粕谷 照美君 補欠 久保 巨君  
 粕谷 照美君 補欠 久保 巨君

決算委員  
 辞任 久保 巨君 補欠 粕谷 照美君  
 久保 巨君 補欠 粕谷 照美君

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

短時間労働者保護法案(中西珠子君外三名発議)  
 去る十三日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一五五号)

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第二一号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二三号)

去る十四日内閣総理大臣から平成元年七月二十三日執行の参議院比例代表選出議員選挙の繰上補充による当選人について通知書を受領した。

星野 朋市君(横溝克己君死去による)

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交・総合安全保障に関する調査会委員

吉岡 吉典君 立木 洋君

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

異動前の官職名 氏名 異動後の官職名 年月日

農林水産大臣官房 農林水産大臣官房

川合 淳二 長

農林水産大臣官房 東 久雄 農林水産省経済局長 同

農林水産省経済局長 塩飽 二郎 農林水産同

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を第百十八回国会政府委員に任命することを承認した。

農林水産大臣官 上野 博史君

農林水産大臣官房 山本 徹君

同日内閣総理大臣から議長宛、農林水産大臣官房

総務審議官上野博史君外二名(同日議長承認)を第百十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

国民健康保険法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)

農業青年基金法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案(閣法第二七号)

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(閣法第二九号)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第二号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

社会労働委員会に付託

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第一号)

運輸委員会に付託

特定通信・放送開業事業実施円滑化法案(閣法第三一号)

同日産業・資源エネルギーに関する調査会長から三月九日提出し、同日議長の承認を得た産業・資源エネルギー問題に関する実情調査のための委員派遣は、都合により取りやめる旨の文書が提出された。

同日議長は、アナトリー・イワノヴィチ・ルキヤノフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

青木 幹雄君 田村 秀昭君

小野 清子君 尾辻 秀久君

北 修二君 清水嘉与子君

上田耕一郎君 高崎 裕子君

補欠 尾辻 秀久君 小野 清子君

清水嘉与子君 北 修二君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第一号)

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

平成元年度一般会計補正予算(第2号)(閣予第一号)

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)(閣予第二号)

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)(閣予第三号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(閣法第六号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)

内閣委員会に付託

内閣委員会に付託

内閣委員会に付託

関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第三四号)

國際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

大蔵委員会に付託

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

内閣委員会に付託

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

関稅及び貿易に関する一般協定に附屬する第三十八表(日本國の讓許表)に掲げる讓許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆國との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件(閣法第一号)

関稅及び貿易に関する一般協定に附屬する第三十八表(日本國の讓許表)に掲げる讓許の変更についての歐洲經濟共同体との合意に関する文書の締結について承認を求めるの件(閣法第二号)

在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

外務委員会に付託

厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案(閣法第一号)

大蔵委員会に付託

国立劇場法の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保險法の一部を改正する法律案(閣法第六号)

砂糖の價格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二三二号)

農林水産委員会に付託

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案(閣法第三二二号)

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第二二二号)

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一二二二号)

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一五二二号)

建設委員会に付託

沖繩振興開發金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第二〇二二号)

沖繩及び北方問題に関する特別委員会に付託

同日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、國家公務員法第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月二十三日任期満了による再任)

石坂 誠一  
近く辭任予定の内海倫の後任) 弥富啓之助

同日内閣から、左記の者を臨時腦死及び臟器移植調查會委員に任命したいので、臨時腦死及び臟器移植調查會設置法第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

井形 昭弘  
宇野 收  
梅原 猛  
金平 輝子  
木村 榮作  
齋藤 明  
永井 道雄  
萩原 太郎  
早石 修  
原 秀男  
平野 龍一  
三浦知壽子  
森 亘  
山岸 章  
山下 眞臣

同日内閣から、左記の者を日本銀行行政策委員會委員に任命したいので、日本銀行法第十三條ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月二十三日任期満了による再任)

両角 良彦

同日衆議院事務總長から本院事務總長宛、衆議院は裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員を別紙のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務總長から本院事務總長宛、衆議院は裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員を別紙のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

(別紙)

裁判官彈劾裁判員

同予備員

第一 町村 信孝君  
第二 甘利 明君  
第三 森井 忠良君  
第四 倉田 米喜君

同日衆議院事務總長から本院事務總長宛、衆議院は裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員を別紙のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

(別紙)

裁判官彈劾裁判員

奥野 誠亮君  
村田敬次郎君  
松永 光君  
高島 修君  
武藤 山治君  
小澤 克介君  
神崎 武法君

同日衆議院事務總長から本院事務總長宛、衆議院は裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員を別紙のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

(別紙)

同日衆議院事務總長から本院事務總長宛、衆議院は裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員を別紙のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

(別紙)

裁判官彈劾委員

鯨岡 兵輔君  
田邊 國男君  
山下 元利君  
木部 佳昭君  
葉梨 信行君  
渡部 恒三君  
浪花 貞夫君  
佐藤 敬治君  
小林 恒人君  
中村 巖君

同日衆議院事務總長から本院事務總長宛、衆議院は裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員を別紙のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

(別紙)

同日衆議院事務總長から本院事務總長宛、衆議院は裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員を別紙のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

(別紙)

同日衆議院事務總長から本院事務總長宛、衆議院は裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員を別紙のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

(別紙)

同日衆議院事務總長から本院事務總長宛、衆議院は裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員を別紙のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

(別紙)

同日衆議院事務總長から本院事務總長宛、衆議院は裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員を別紙のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

同 予備員

- 第一 柳沢 伯夫君
- 第二 木村 守男君
- 第三 石橋 大吉君
- 第四 鈴木 宗男君
- 第五 平田 米男君

去る二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

- 尾辻 秀久君
- 清水嘉与子君
- 田村 秀昭君

補欠

- 木暮 山人君
- 北 修二君
- 青木 幹雄君

決算委員

辞任

- 木暮 山人君
- 北 修二君
- 清水嘉与子君

補欠

議院運営委員

辞任

- 青木 幹雄君
- 田村 秀昭君

補欠

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案(閣法第三二六号)

同日人事院総裁から、国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員災害補償法の改正に関する意見を受領した。

本日衆議院から、次の内閣提出案は本院において否決されたので、国会法第八十五条により両院協議会を開くことを請求する旨の請求書を受領した。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

本日本院は、平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件両院協議会の協議委員十人を次のとおり選挙した旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

穂山 篤君

鈴木 和美君

安恒 良一君

高木健太郎君

池田 治君

菅野 久光君

矢田部 理君

太田 淳夫君

吉岡 吉典君

足立 良平君

野田 毅君

近藤 鉄雄君

越智 伊平君

佐藤 信二君

原田昇左右君

宮下 創平君

谷川 和穂君

越智 通雄君

中村喜四郎君

中村正三郎君

本日次のとおり議長及び副議長を互選した。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件両院協議会参議院協議委員

議長 矢田部 理君

副議長 太田 淳夫君

本日両院協議会参議院協議委員議長から次の報告書が提出された。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件両院協議会報告書

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を否決した旨衆議院に通知した。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)、平成元年度特別会計補正予算(特第2号)及び平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第四号)審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(閣法第六号)審査報告書

〔参照〕

三月十四日議長において、左のとおり議席を指定した。

五 星野 朋市君

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目二番四号
電話	03(587)4302
定価	本号一部
(税別)	一三三円
	(三円を含む)